

令和 7 年度
国の施策・予算に関する
提案・要望

令和 6 年 6 月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、日本中・世界中の人々から、住みたい、住み続けたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。多彩な才能を持つ人々が集まり、交流することを通じて、優れた価値の創造や文化を基軸とした経済の好循環等につなげる「攻め」の都市経営を行うと同時に、「新しい公共」の発想で、すべての方が個性を発揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、混雑やマナーなどの観光課題、高齢化が進む中で地域コミュニティの維持など、課題は山積していますが、市民の皆様はもとより多様な主体の積極的な参画の下、対話を重ねながら、国、京都府、周辺自治体や政令指定都市等とも連携し、全国の地方創生のモデルとなる取組に挑戦してまいります。

また、京都に移転した文化庁と連携を一層深め、オール京都・オール関西で2025年の大阪・関西万博に向けた取組を進めるとともに、国や京都府と共に京都国際会館の拡張整備等に取り組み、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ発揮してまいります。

京都市の令和6年度予算は、過去負債の計画的な返済を行いながら、2年連続の収支均衡予算としており、持続可能な行財政運営の確立に向けて、着実に前進しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。

今後も、社会福祉関連経費の増加、デフレからインフレへの移行に伴う金利や労務・資材単価の上昇、景気変動リスクへの懸念などを踏まえ、緊張感を持った財政運営を行うとともに、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組んでまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井孝治

【説明用資料一覧】

提案・要望項目		ページ
○	大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	<2ページ>
○	教育環境の充実	<6ページ>
○	子ども・子育て支援の充実	<10ページ>
○	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<16ページ>
○	文化芸術に対する一層の支援等	<22ページ>
○	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<26ページ>
○	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	<30ページ>
○	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<34ページ>
○	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<38ページ>
○	防災・減災対策事業に係る地方債の延長	<40ページ>
○	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	<42ページ>
○	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<43ページ>
○	能登半島地震を踏まえた耐震化の取組の推進	<44ページ>
○	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税及び固定資産税に関し、軽減措置の対象への追加や既存措置の充実、納税猶予制度の創設	<50ページ>
○	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等	<52ページ>
○	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用を検討	<54ページ>
○	生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進に向けた支援	<56ページ>
○	原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	<58ページ>
○	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸	<60ページ>

【提案・要望事項】**大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定**

- この間の経済対策などの効果により、地方税収が増加する直近の状況においても、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政サービスを安定的に提供できるよう必要な地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げる。
- 他方、大都市は、都市インフラの整備・維持に係る土木費や大都市特例事務など、大都市特有の財政需要への対応が必要であり、持続可能な行財政の確立のためには大都市特有の行財政需要に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 従来から交付税の算定は、小規模自治体に手厚い状況が続いており、大都市需要にも配慮した算定方法とすること。

(2) 現状・課題

- この間、市町村の規模に関わらず、住民ニーズを踏まえた行政サービスを提供してきたが（参考①）、近年、包括算定経費をはじめ、小規模自治体に手厚い交付税算定※が行われている（参考②）。

※ 小規模自治体に手厚い算定については、京都市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも指摘されている。

- また、地方財政計画上の折半対象財源不足額がなくなった税収回復局面においては、大都市の基準財政需要額が減額調整されており（参考③）、地方交付税をはじめとする一般財源の増減率に、団体の類型間で大きな格差が生じている（参考④）。
- 京都市は、一般市町村と同じ事務事業に加え、大都市特有、さらには京都市特有の行政需要（参考⑤）にも対処する必要があるほか、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考⑥⑦）ことから、大都市需要にも配慮し、市町村間の需要額の増減に格差が出ない算定とする必要がある。

<参考① 人口一人当たりの歳出一般財源の増加率（平成 15 年度→令和 4 年度）>

京都市	その他指定都市	その他市町村
16.2%	13.6%	15.8%

※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

<参考② 小規模自治体に手厚い交付税算定の事例>

例：包括算定経費（段階補正）

令和 2 年度以降、人口 100 万人超団体への割り落としが続く一方、10 万人未満団体の嵩上げが継続（京都市影響額：△ 9 億円）

例：人口減少等特別対策事業費（段階補正）

令和 2 年度の指定都市の合計特殊出生率（1.30%）は全国平均（1.34%）を下回っているが、同年度以降、人口 25 万人以上の団体への割り落としが続く一方、10 万人未満団体は嵩上げが継続（京都市影響額：△ 5 億円）

<参考③ 地方財政計画上の財源不足解消（縮小）時期の交付税算定状況>

(単位：億円)

		H18	H19	H18⇒H19 増減率	R3	R4	R3⇒R4 増減率
京都市	基準財政需要額 (A)	2,998	2,914	-2.8%	3,612	3,448	-4.5%
	基準財政収入額 (B)	2,055	2,102	2.3%	2,448	2,620	7.0%
	差引 (A-B)	943	812	-13.9%	1,164	828	-28.9%
その他指定都市	基準財政需要額 (A)	42,777	42,500	-0.6%	62,870	60,456	-3.8%
	基準財政収入額 (B)	35,316	36,422	3.1%	46,710	49,256	5.5%
	差引 (A-B)	7,461	6,078	-18.5%	16,160	11,200	-30.7%
中核市	基準財政需要額 (A)	24,773	24,697	-0.3%	39,442	38,191	-3.2%
	基準財政収入額 (B)	19,268	19,758	2.5%	27,346	28,580	4.5%
	差引 (A-B)	5,505	4,939	-10.3%	12,096	9,611	-20.5%
その他市町村	基準財政需要額 (A)	146,409	146,285	-0.1%	163,984	158,985	-3.0%
	基準財政収入額 (B)	93,190	95,397	2.4%	89,197	93,164	4.4%
	差引 (A-B)	53,219	50,888	-4.4%	74,787	65,821	-12.0%

※ 基準財政需要額 (A) は臨時財政対策債振替前の額

<参考④ 人口一人当たりの歳入一般財源の増減率（平成 15 年度→令和 4 年度）>

京都市			その他指定都市			中核市			その他市町村		
一般財源	うち 市税 府税交付金	うち 地方交付税 臨財債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨財債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨財債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨財債
3.4%	28.8%	-46.9%	3.2%	15.5%	-42.7%	12.6%	17.3%	-2.0%	21.7%	31.1%	9.3%

※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

※ 指定都市の数値は、県・府費教職員給与費の移管の影響を除いている。

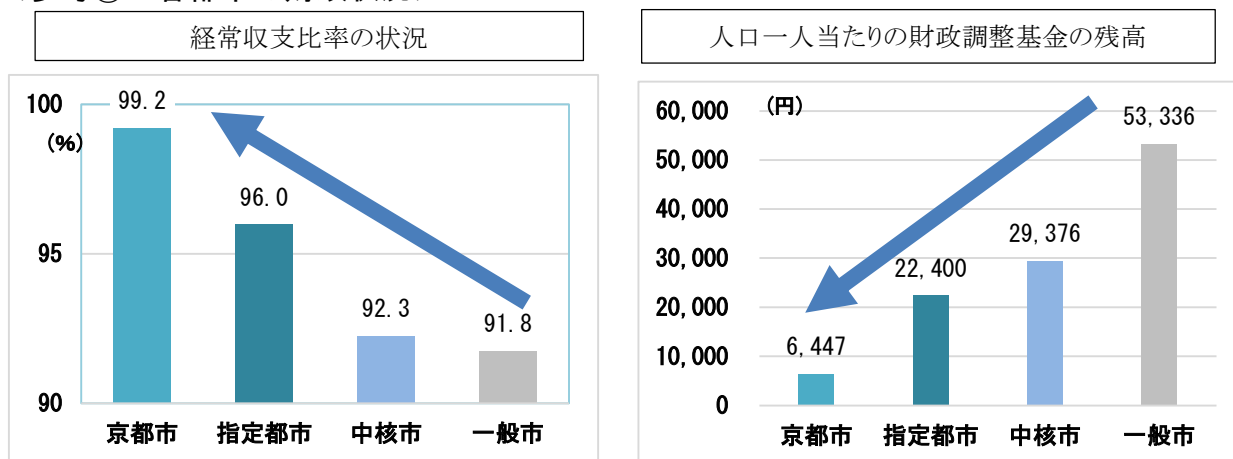
<参考⑤ 京都市の財政需要が十分に反映されていない事例>

項目	需要額	実経費	
			備考
清掃費(※1) (観光ごみ処理)	7 百万円	800 百万円 (※2)	需要額の算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であるため、「温泉地」以外の財政需要が十分に反映されていない。

※1 令和元年度決算数値

※2 (京都市のごみ処理単価－事業系ごみの手数料) × 観光ごみ量により算出

<参考⑥ 各都市の財政状況>

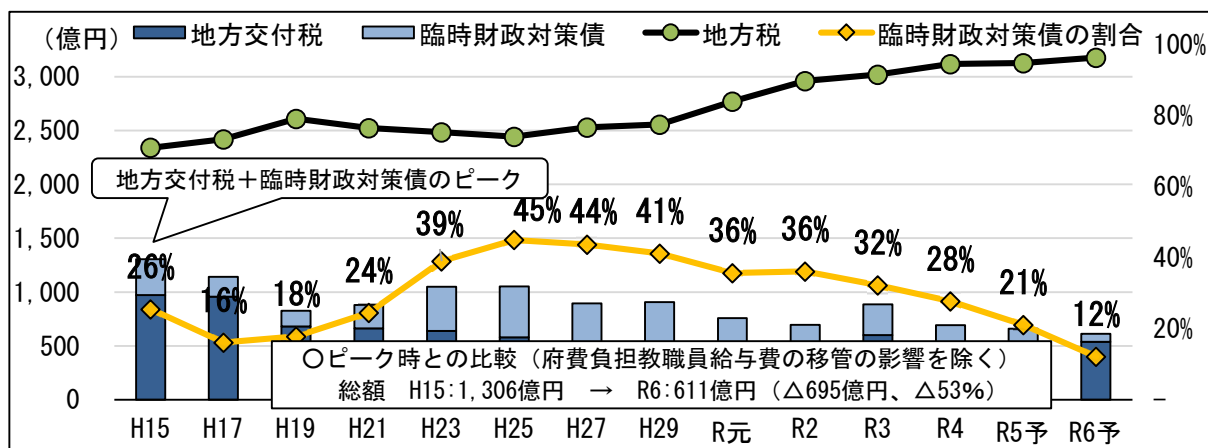


※ 令和4年度地方財政状況調査による地方公共団体の主要財政指標一覧及び基金残高等一覧を基に作成

<参考⑦ 京都市の財政状況>

- 地方交付税を含む一般財源収入の伸びは低調 (H15:4,074億円⇒R6:4,156億円) 一方で、社会福祉関連経費に要する一般財源は一貫して増加 (H15:786億円⇒R6:1,278億円) しており、財政運営を圧迫している。

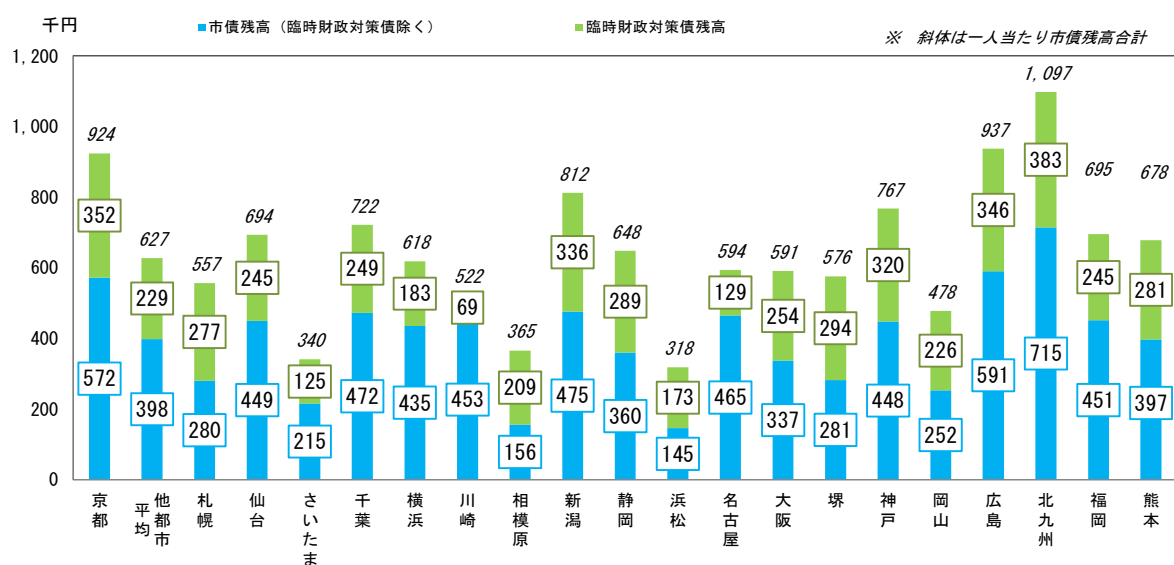
<京都市の地方交付税・市税収入等の推移 (交付税はピーク時から695億円・△47%の減)>



- このような状況の中、徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、令和4年度決算においては、公債償還基金の取崩し等を行う「特別の財源対策」から、21年ぶりに脱却したものの、社会福祉関連経費増や景気変動リスクへの懸念等、依然、油断できない状況にある。また、これまでに計画外に取り崩した減債基金累計は460億円に上るとともに、行政改革推進債等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。

市民一人当たり市債残高

※ 令和4年度決算



【提案・要望事項】

教育環境の充実

- 1 教員不足と働き方改革に向けた環境改善
 - ① 教職員の給与改善及び適切な財政措置
 - ② 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
 - ③ 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等
 - ④ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減
- 2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）
- 3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等
- 4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現

- 令和6年5月に中央教育審議会の特別部会において、『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）』（以下、「審議のまとめ」という。）がとりまとめられ、国において、学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教職員の処遇改善など、教職員を取り巻く環境の整備が検討されている。
- 京都市においては、独自予算での中学校3年生の30人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援（補正予算含む）をお願いしたい。

1－① 教職員の給与改善及び適切な財政措置

(1) 提案・要望

- 義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額に対し、適切な財政措置を講ずること。また、現在検討が進められている教職調整額の支給率の見直しや新たな手当の創設など、現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にもつながる給与制度とすること。なお、実施にあたっては、教職員の処遇改善にかかる取組を各地方自治体が確実に進められるよう、その所要額について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教職員の給与費については、義務教育費国庫負担制度において、国が定めた基準に従い算定された給与費総額の範囲内で自治体の裁量が認められ、その総額の3分の1を国が負担する「総額裁量制」が導入されている。「総額裁量制」により、給与額や教職員配置に裁量が認められているものの、国庫負担金の最高限度額の算定に用いられる国基準単価は現在の教職員の給与水準を下回っており、多額の持出しが発生している。義務教育費国庫負担制度の趣旨を踏まえ、自治体の財政力に左右されない教職員給与制度を構築するためにも、国基準単価の大幅な改善が求められる。

<参考 義務教育費国庫負担金の交付状況の推移>

	実際の支出額	国庫負担額	実際の支出額に占める国庫負担額の割合
令和4年度	426 億円	134 億円	31.35%
令和3年度	425 億円	134 億円	31.59%
令和2年度	424 億円	134 億円	31.59%

※ 令和4年度の場合、 $426 \text{ 億円} \times 1 / 3 \div 142 \text{ 億円}$ であるが、最高限度額が134 億円であるため、国庫負担額が約8 億円少なく、京都市が負担している状況にある。

- 教職調整額については、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当に代えて、給与月額の4/100に相当する額を基準に支給されている。令和6年5月の「審議のまとめ」で示された「教職調整額の10%以上への引上げ」等については、教員の処遇改善に繋がると期待できるが、安定的な財源の確保策が現状示されていない。仮に教職員の処遇改善による費用の増加分が地方自治体の負担とされた場合、地方財政を圧迫することとなる。国と各地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を力強く進めるためにも、適切な財政措置が必要である。

1-② 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

(1) 提案・要望

- 加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(2) 現状・課題

- 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、平成29年度から10年をかけ、加配定数の基礎定数化が進められているが、引き続き、基礎定数化されることで、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。また、一部の加配要件が厳格であるため、十分な加配が得られていない状況にあることから、要件を緩和すること。

1-③ 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等

(1) 提案・要望

- 教員の産育休・病休等による欠員補充について、年度途中での欠員を見越したうえで、年度当初から余裕のある人員配置を可能とする基礎定数の抜本的な改善を行うこと。また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化するよう充実を図ること。加えて、法改正により、産育休・病休等の欠員の代替者に教諭を充てた場合にも国庫負担金の対象とすること。

(2) 現状・課題

- 産育休・病休等の代替教員については、年度途中の確保が厳しい状況にある。現在、産育休については国からの加配定数措置があるものの、夏季休業後の取得申請者は対象外となるなど要件が厳しく、安定した学校体制の維持に向けては、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数化や、現行の加配定数措置の充実などにより改善を図られたい。

- また、現行制度は代替教員が臨時的任用職員の場合のみ国庫補助対象とされている中、全国的に補充講師が不足しているため人材確保が厳しいことや、産育休取得者が経験を必要とする職務を担っている等の理由により、教諭を代替者として充てることが必要な場合も多い。

1－④ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

(1) 提案・要望

- 教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（255 校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進にあたっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

(1) 提案・要望

- 学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

(2) 現状・課題

- 生徒や保護者からのニーズも極めて強い、小中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには、多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。
- 中学校給食について、岸田内閣総理大臣が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」と表明されたことや、京都市会の御指摘を踏まえ、検討会議を立ち上げ、生徒・保護者・学校へのアンケート結果を踏まえて検討を進めている（現在は選択制の給食を実施）。現在、実施方式の具体的な検討を進めているが、施設整備を行うには多額の経費を要するものの、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低いため、国における、補正予算も含めた財源の確保のもとで、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠。

3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

(1) 提案・要望

- 普通教室等における老朽化した空調設備の更新や、空調未設置の特別教室等への新設を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や、上限額（1 校あたり 7,000 万/年）の撤廃を行うとともに、体育館空調についても、補助要件の拡大や、令和 7 年度末を期限とする算定割合の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）の期間延長を行うこと。また、同じく令和 7 年度末を期限とする緊急防災・減災事業債についても期間を延長すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、平成 18 年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全 233 校）の普通教室全室への設置を完了し（指定都市で初めて小・中学校の全普通教室の冷房化を実現）、平成 25 年度に音楽室等の特別教室への設置を完了した。設置から約 20 年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施と、空調未設置の特別教室等への整備も進めていく必要がある。

<参考 空調設置率（小・中学校）（令和 4 年度文部科学省調査）>

	普通教室	特別教室
京都市	100%	80.2%
指定都市	95.0%	52.7%
全 国	95.7%	61.4%

- 今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも約 208 億円もの総事業費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援はもとより、更なる財政支援が必要不可欠である。
- また、体育館空調については、体育館本体の断熱性能があることが補助要件であり、断熱性能を有していない既存体育館で活用するには、別途断熱に係る工事等が必要となる。既存体育館への空調整備を進めるためにも、断熱性能の有無に関わらない財政支援が必要である。京都市では、令和 6 年度に小・中学校の空調設備更新に向けて実施する PFI 導入可能性調査の中で体育館空調の整備についても検討を行う予定であるが、全校の体育館への空調整備には約 127 億円もの経費が見込まれるため、国の財政支援の充実・継続が必要不可欠である。

4 国における小中学校の給食費無償化の早期実現

(1) 提案・要望

- 自治体間の財政力の格差によって、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、学校給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、地方自治体に交付すること。

(2) 現状・課題

- 令和 5 年 12 月に国においてとりまとめられた、「こども未来戦略」では、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討されることとなっている。
- 仮に、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。

【提案・要望事項】

子ども・子育て支援の充実

- 1 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- 2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減
- 3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実
- 4 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

- 急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、令和6年度から3年間で集中的に実施する取組として、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 保育士配置基準の改善、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。また、令和6年度から公定価格において4・5歳児の職員配置基準改善のための4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存のチーム保育推進加算等との併給が認められない制度であることから、加算の併給を可能とする制度に改めること。加えて、「こども未来戦略」に掲げられた2025年度以降早期の1歳児の配置基準見直しに当たっては、加算の併給を不可とするような制約を設けず、職員配置の確実な向上を図ることができる制度とすること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和6年度当初予算において、市独自に約54億円を計上）。
- 令和6年度から4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員体制の充実に図ることができない状況にある。これは、京都市に限らず全国共通の課題であるが、京都市においては、保育所・認定こども園・新制度幼稚園の7割がこれまでからチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。

チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。

- もとより、保育士の配置基準の改善は公定価格における基本分単価に組み込むべきものであるが、当面の措置として職員配置の改善に対する加算とする場合でも、施設側の負担軽減を図ることで配置基準の改善によって本来取り組むべき保育の質の向上につなげるため、他の加算との併給ができない等の条件を付けないシンプルな制度設計が望まれる。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	現行	3 : 1	6 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1
	1歳児の配置改善後 (国方針ベース)	3 : 1	<u>5 : 1</u>	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1
京都市		3 : 1	5 : 1※	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

※ 1歳8か月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

2 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減

(1) 提案・要望

- 多子世帯の負担を軽減するため、国の責任において、年齢制限、同時入所条件、所得制限を撤廃するなど、統一的な取り扱いの下、制度を再構築するとともに、地方公共団体の財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な財政措置を講じること。また、全国一律の制度として国基準保育料の見直しを行うとともに、保育所等と幼稚園では国による無償化の対象期間が異なるため、統一すること。

(2) 現状・課題

- 多子軽減の制度について、現在の国制度では、年齢差があるきょうだいがいる場合には軽減の対象外となっており、市民の不公平感や年齢の離れた子どもを産むことに対する経済的な負担感につながっている。
- 保育にかかる費用は一部を保護者負担とし、国・県・市町村で按分しているが、保護者の経済的負担の軽減や少子化対策を目的として、ほとんどの市町村で国基準保育料から独自軽減を行っており、各自治体の財政負担が大きくなっている。国基準保育料と各市町村基準保育料の差額も大きく、また、本来、保育料は自治体間の価格競争にはなじまない性質のものであり、全国一律の制度であることが望ましい。
- 現在、無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもとされている。幼稚園は満3歳以降の適用となるが、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっている。

3 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

(1) 提案・要望

- 保育所等について、医療的ケア児の受入れに係る指定都市の財政負担の割合が過大であるため適正化する（現行は指定都市・中核市 1 / 3、その他市町村 1 / 6）とともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた保育所等への看護師配置に係る十分な財政措置（1施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。
- 放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。
- 私立幼稚園について、受入れに係る園の財政負担が過大であるため、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行 2 / 3）となるよう、補助を拡充すること。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化を行うこと。
- 保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、訪問看護サービス利用への保険適用を行うこと。加えて、放課後児童クラブにおける訪問看護利用については、国補助の対象になっていないことから、補助要件の見直し・拡充をすること。

(2) 現状・課題

- 保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに 1 / 4）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。
- また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1施設当たりでの補助基準額の上限（約 11 百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

<超過負担の実例（10人の医療的ケア児受入れ、総支出額約32百万円）>

補助基準額 約11百万円（上限）

国負担 約7百万円	市負担 約4百万円	市超過負担 約21百万円
--------------	--------------	-----------------

（参考）超過負担の無い実例（2人の医療的ケア児受入れ、総支出額約6百万円）

補助基準額 約6百万円

国負担 約4百万円	市負担 約2百万円
--------------	--------------

- 放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。
- 私立幼稚園について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では幼稚園の財政負担が過大（国 1／3、幼稚園 2／3）となっており、幼稚園の 2／3 を京都市が単費で補助している。今後も積極的な受入れを進めるためには、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行 2／3）にすべきであり、負担割合の適正化が必要である。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後も看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。
- 健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。
- また、ケアの頻度が少ない場合や、児童の特性等から、在宅で受ける訪問看護と同じ看護師による医療的ケアを希望される場合もあり、京都市の放課後児童クラブにおいても医療的ケア児の受入れに当たって訪問看護サービス利用をする事例が生じており、保護者負担軽減の観点から、補助要件の見直し・拡充が必要である。

4 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

(1) 提案・要望

- 全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療を受けられるように、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- 子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。
- 京都市では、子ども医療費支給制度について、平成 5 年に所得制限や回数制限を設けないかたちで創設した。以降、これまで 9 回にわたり制度の拡充を図っており、令和 5 年 9 月診療分からは、3 歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの 1 か月 1,500 円から 1 か月 1 医療機関 200 円に引き下げを行った。

<参考 京都市の子ども医療費自己負担額の上限と令和5年9月診療分からの拡充内容>

	就学前		小学生	中学生
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月 ↓ 【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

- また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を18歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

【提案・要望事項】

持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

- 1 市バス・地下鉄の観光課題対策への支援
 - ① 市民優先価格の制度構築に向けた支援
 - ② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実
 - ③ 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し
- 2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実
- 3 混雑緩和に向けた都市機能の強化、事業者と連携した取組等への支援
 - ① 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援
 - ② 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS等）への支援
 - ③ 民間バス・タクシーの輸送力強化への総合的な支援
 - ④ クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援
- 4 観光・交通の担い手確保に向けた支援
 - ① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援
 - ② 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

- 国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の先駆モデル地域に、京都市を認定していただいたことに御礼申し上げる。
- 京都市では、2025年に開催する大阪・関西万博も見据え、ソフト、ハード両面での対策を進めているところであるが、持続可能な観光の実現に向けては、地域の実情を踏まえた、国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1－① 市民優先価格の制度構築に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光課題対策に資する市バス・地下鉄の市民優先価格の制度構築に向けた支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、コロナ禍前から観光地沿線の市バス路線で混雑が発生している状況の中、観光課題対策として、市民利用と観光利用の棲み分けを図るため、道路運送法の制度改正を受けた全国初の取組である「観光特急バス」を新設した。
- さらに、全国初のパイロットプロジェクトとして、「市民優先価格」を設定したい。観光都市であることのメリットを市民に還元し、市民と観光客が共存する機運の醸成に繋げようとする重要な取組であることから、制度構築に向け、本市との緊密な連携、積極的な支援をお願いしたい。

1－② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

(1) 提案・要望

- 観光課題対策として実施する、市バス車両の増車による輸送力増強、市バス車両・バス停の改修など、混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。

(2) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行や円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の本格化もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス停でお待ちのお客様がご乗車いただけない等の課題が生じている。市バス車両の増車による輸送力増強や市バス車両・バス停の改修による受入環境整備を推進し、対応していく必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

1－③ 交通 DX の一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し

(1) 提案・要望

- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、「混雑の見える化」などの市バスの運行情報のオープンデータ化や、キャッシュレス決済の機能拡充等、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。その際、事業期間が複数年度にわたるシステム開発等も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、市バス車内の混雑情報や市バスの走行位置等の動的情報について、オープンデータ化を進めており、令和6年度から、市バス車内の混雑度の見える化を行うため、混雑度を計測するカメラセンサを車内に設置するとともに、車両搭載のGPSデータを活用し、市バス車両の走行位置などの運行情報や車内混雑度を発信する取組を実施していく。現行制度では、補助対象が単年度事業となっているが、システム開発は複数年度にわたるものが多く、補助対象外となっているため、複数年度にわたる事業にも補助を行うことが必要である。

2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

(1) 提案・要望

- 「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」補助金を創設していただいたところであるが、令和7年度以降も京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客に対する積極的なマナー啓発に取り組むとともに、更なる支援の拡充に取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 観光課題対策については、単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後、より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。

- 京都市では、外国人観光客のビッグデータを活用し、精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実や、国や事業者等との連携のもとでのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関する、ネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すため啓発動画を作成されているが、入国等の水際においても当該啓発動画で周知するなど積極的なマナーの周知啓発を実施していただきたい。

3－① 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

(1) 提案・要望

- 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。そのため、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、今後も国からの十分な財政措置が必要である。
- 人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

3－② 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS 等）への支援

(1) 提案・要望

- 一部地域の混雑の緩和を図るためには、各地域公共交通事業者の取組が不可欠であることから、各事業者の積極的な取組を促すとともに、各事業者が連携して行う取組を支援すること。また、行政・関係交通事業者が一丸となって取り組む MaaS 等、市内公共交通ネットワークにおける混雑の平準化に係る取組に対して、支援すること。

(2) 現状・課題

- 分散化に繋がる推奨ルートの情報発信等については、事業者単体で行うものでは限界があるため、統一的で分かりやすく、観光客に、より一層伝わるよう、構内デジタルサイネージによる見える化・分散化の促進、印刷物、アプリの活用など、事業者間の垣根を越えた取組についての支援が必要である。また、MaaSに取り組む事業者に対して、更なる投資を誘導するような支援が必要である。

3－③ 民間バス・タクシーの輸送力強化への総合的な支援

(1) 提案・要望

- 乗り場等の混雑緩和や担い手不足の対策にも資する民間バス・タクシーの輸送力強化に対して、車両調達費用や、導入に要する関連経費も含めて総合的に支援すること。

(2) 現状・課題

- 一部のバス乗り場、タクシー乗り場において、観光シーズンなどの時期、時間帯によって混雑が生じていることや、バス運転手・タクシー乗務員などの担い手不足が課題である。バスについては、車両の増強の取組に加えて、効率的な運行に資する取組（停留所等での案内表示、案内スタッフの配置など）への支援が必要であり、タクシーについては、手荷物を持った観光客の輸送に適した車両の大型化や、京都市内で実施されている乗合タクシーの実証実験などといった、輸送力の強化に係る取組への支援が必要である。

3－④ クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援

(1) 提案・要望

- クルマ利用者の行動変容を進めるため、ビッグデータ・オープンデータの分析・活用、インセンティブの付与等を通じた、パークアンドライドの更なる推進など、クルマ利用者の行動変容に係る取組強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- この間、「人と公共交通優先のまちづくり」に資する取組により、クルマ利用中心のまちと暮らしからの転換が進んでいたが、コロナ禍もあり、マイカーによる観光客の入洛が増えている（R1：9.0%→R4：14.1%）。
- 道路渋滞・混雑の緩和のため、クルマ利用者の行動変容を促すうえでは、その利用実態を可能な限り推測・把握し、その状況に応じて柔軟に働きかけを行っていくことが必要である。

4－① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光事業者の担い手不足の解消に向けて、観光事業の担い手のイメージ向上に係る取組や、宿泊施設で働く意欲のある外国人労働者の就労に向けた訓練等に対する支援を行うこと。また、学生・留学生を対象としたインターンシップ等や、DXなどの業務効率化に資する設備投資に対する支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 京都市観光協会が実施した「観光業界における人手不足についての調査」（令和5年8月公表）の結果によると、回答した152事業者の7割以上が担い手不足を感じており、特に「接客」職の担い手不足が顕著であった。

- ・従業員数がコロナ禍前（2019年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1%
- ・人手不足を「とても感じる」または「感じる」と回答した事業者の割合：71.3%
- ・不足している上位3職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7%

4-② 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス・タクシー事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減の取組をバックアップするための処遇改善や、労働環境改善に資する取組、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正により、今後担い手不足が深刻化することが見込まれている（2024年問題）。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、持続可能な公共交通の維持・確保のためには事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。
- 全国の大型二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年のように約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳台を超えている状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。また、令和4年のバス運転士の年間所得額は399万円で、全産業平均497万円より約2割低い状況にある。
- 京都府内においても、公共交通の担い手不足は深刻化しており、令和元年度と令和5年度を比較すると、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（275人→174人）し、京都市域の法人タクシー運転者登録数は約2割減少（7,953人→6,295人）している。

【提案・要望事項】市・府共同提案

文化芸術に対する一層の支援等

- 1 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援
- 2 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置
- 3 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

- 文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。また、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）へと繋いでいく必要もある。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

1 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

(1) 提案・要望

- 大阪・関西万博と連携したアートフェア等の開催への支援、京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

(2) 文化行政の一層の推進に向けて

- 京都市では、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、大阪・関西万博の開催に合わせ、オール京都によるアートフェア等の開催に係る検討を進めている。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアや国際的に発信力のあるアートイベントの開催を通じて、京都や日本文化の魅力を国内外に発信していくために、国と全面的にタイアップした取組となるよう、様々な支援をいただきたい。

- また、コロナ禍からの回復を受け、国内外から多くの観光客が京都を訪れている中、文化観光の一層の推進等により、京都の魅力を更に高め、発信する絶好の契機とする必要がある。

京都市では、新たな夜の魅力や価値の創出を京都から全国に提案することを目的に、文化庁に「文化観光推進本部」が設置されて初の共催事業であるシンポジウム「京都から日本の夜の価値創造を考える」を令和6年1月に開催した。

令和6年度からは、京都市京セラ美術館をコアに、京滋の複数の美術館や（公社）関西経済連合会をはじめとする経済界で組織する実行委員会により、美術館の夜間活用を広域で展開する取組なども予定している。

日本各地には、それぞれ地域の特性に応じた夜の魅力があり、京都における取組が、地方創生の更なる推進につながる全国モデルとなり得ることから、取組の円滑な推進に対する支援を求めたい。

- 加えて、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においては、令和6年度の新規事業である「文化財保存等のための伝統技術継承等事業」と本プログラムの共同実施や京都市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

2 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

(1) 提案・要望

- 文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。
- また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

(2) 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への設置

- 現在、国において、国立文化財修理センター（仮称）の京都への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく、必要な取り組みを進めていく」と発言されている。
- 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

(3) 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

- 第4回文化庁移転協議会（平成29年7月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組まれない。

3 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

(1) 提案・要望

- 我が国においては、文化支出がフランスの5分の1、韓国の4分の1程度（2022年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。

予算拡充に当たっては、文化観光に資する目的税である「国際観光旅客税」の増額等により、増収を図られたい。

- 企画立案機能を強化するため設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部において、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を一層推進すること。

(2) 文化庁予算の状況

- 令和6年度の文化庁の当初予算は1,062億円（対前年度比100.1%）であり、令和5年度補正予算では303億円が措置されるなど充実が図られているものの、日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

（諸外国との文化支出の比較（2022年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,098 億円	0.10%
フランス	5,928 億円	0.81%
韓 国	4,351 億円	1.21%

（出典）令和4年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究

- 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるためには、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、文化政策の更なる推進が必要である。

(3) 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- 食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、食文化においては、日本料理アカデミー等による先導的な取組や京料理の保存・継承のための体験事業が活発に行われており、文化観光においては、京都市内の文化財のユニークベニューとしての活用も進んでいる。
- 文化庁においては、二条城や旧三井家下鴨別邸等における文化財の保存と活用の好循環の事例を、文化財の活用促進に係る事業のモデルにしている。
- 全国に先駆けて実施する京都市の食文化及び文化観光に関する取組を、地方創生の起爆剤となるよう、日本中の自治体に展開していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれたい。

【提案・要望事項】市・府共同提案

グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実

- 1 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における拠点都市として、京阪神の認定継続及び集中支援の継続・充実
- 2 拠点都市である自治体はもとより、域内の大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度の創設
- 3 国が有するネットワークの活用による、スタートアップのグローバル展開に向けた支援強化及び国内外に向けた発信力強化
- 4 国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みの構築

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係るスタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を認定いただき、これまでから拠点都市での取組を支援していただいていることに御礼申し上げます。
- スタートアップの創出・成長を加速し、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを形成するため、以下のとおり、集中的な支援の継続・充実をお願いしたい。

1 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における拠点都市として、京阪神の認定継続及び集中支援の継続・充実

(1) 提案・要望

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市形成プランの改訂スケジュールを早期に提示するとともに、令和7年度以降も京阪神をグローバル拠点都市として引き続き認定し、一層の取組強化に対する集中的な支援を継続・充実すること。

(2) 現状・課題

- 京都市、京都府をはじめ、経済団体や産業支援機関、大学、金融機関等、42団体で構成する京都スタートアップ・エコシステム推進協議会により、オール京都で積極的に連携した支援体制ができつつあり、約3年半で129社のスタートアップが生まれる等、着実に実績を積んでいるところである。
- しかしながら、世界に伍するエコシステムの形成に向け、海外からも更なる注目を集め、「人・企業・資金」を呼び込むためには、スタートアップ設立数（創業）の増加や資金調達環境の充実、グローバル展開に向けた支援強化、国内外に向けた発信力の強化等、依然として課題が多く、エコシステムの更なる充実が求められている。この間生み出してきた大きな流れを絶やさず、加速化するためにも、更なる支援が必要である。

2 拠点都市である自治体はもとより、域内の大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度の創設

(1) 提案・要望

- 大学発ベンチャーやグローバル展開の可能性を有するスタートアップ等の創出・成長支援の強化に資するよう、グローバル拠点都市である自治体はもとより、域内のエコシステムを構成する大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- グローバル拠点都市に対してのスタートアップ支援に関しては、大学発新産業創出基金事業をはじめとした大学や研究機関等への助成や、関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC) に対してのプラットフォーム構築に係る支援等が主となり、拠点都市に採択された自治体や産業支援機関等が独自に進める取組に対しての財政支援がない。
- スタートアップ・エコシステムの更なる充実には、各地域や産業支援機関がそれぞれの特徴や強みを伸ばすことにより、相乗効果を高めることが重要であるため、自治体等が独自に創意工夫の中で取り組む事業への国の支援をお願いしたい。

3 国が有するネットワークの活用による、スタートアップのグローバル展開に向けた支援強化及び国内外に向けた発信力強化

(1) 提案・要望

- グローバル拠点都市内で設立された幅広い分野のスタートアップを対象とした、グローバル展開に向けたビジネスマッチング等への支援強化及び、グローバル拠点都市を対象とした、海外大型スタートアップ・カンファレンスへの出展補助等による国内外に向けた発信力強化に、国が有するあらゆるネットワークを活用して取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 国の既存事業としては、関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC) が採択されている「大学発新産業創出基金事業」や、ジェトロが採択されている「スタートアップ・エコシステム拠点都市機能強化プログラム」が該当する。
前者に関しては、国際展開に向けたネットワーク構築のため、ボストンやニューヨーク等を候補地として、今後、大学発スタートアップのグローバル展開を支援するための拠点開発が計画されている。
後者に関しては、グローバルな事業展開に挑戦するディープテック系スタートアップを支援するプログラムが実施されている。
- グローバル拠点都市のスタートアップ・エコシステムを充実し、グローバル展開を更に進めていくためにも、上記に示す大学発スタートアップ・ディープテック系スタートアップのみならず、支援の対象を拡大するとともに、支援の内容も強化していただくことが必要である。

4 国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みの構築

(1) 提案・要望

- グローバル拠点都市内の、革新的な技術を有するスタートアップに公共調達の発注を行うことで売上の確保を図り、着実な成長につなげられるような仕組みを構築すること。

(2) 現状・課題

- スタートアップの設立初期は、特に売上確保が難しい時期である。革新的な技術やサービスを有し、将来有望なスタートアップの着実な成長を支援することが重要であり、資金調達支援のみならず、売上確保についても支援が必要である。

【提案・要望事項】

持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

- 1 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- 2 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実
- 3 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築
- 4 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

- 国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げます。
- 社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下のとおりお願いしたい。

1 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス・タクシー事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減の取組をバックアップするための処遇改善や、労働環境改善に資する取組、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正により、今後担い手不足が深刻化することが見込まれている（2024年問題）。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、持続可能な公共交通の維持・確保のためには事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。
- 全国の大型二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年のように約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳台を超えている状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。また、令和4年のバス運転士の年間所得額は399万円で、全産業平均497万円より約2割低い状況にある。
- 京都府内においても、公共交通の担い手不足は深刻化しており、令和元年度と令和5年度を比較すると、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（275人→174人）し、京都市域の法人タクシー運転者登録数は約2割減少（7,953人→6,295人）している。

2 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

(1) 提案・要望

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 下記バス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス（予定）



京阪京都交通
（原・神吉線）



西日本 JR バス
（高雄・京北線）



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。
- また、フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額（令和5年度：対象人口×90円×0.7+1,400千円（定額））が設定されており、路線を維持するための必要額が確保されていない。

＜フィーダー補助額（令和5年度）＞

補助上限額（A） （京都市）	補助算定額（B） （雲ヶ畑）	超過額 （A）－（B）
1,408千円（※）	1,746千円	△338千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：124人）×90円×0.7+1,400千円（定額）

- 京都市では、市民生活に必要な不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和6年度に新たな運行補助制度の創設を予定している。厳しい状況にある地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

3 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築

(1) 提案・要望

- ライドシェアに関しては、エリア、時期・時間帯によりタクシーに乗りにくいという、京都市が抱える課題の解決につながることを期待される一方で、京都市の実情を踏まえれば、次の３点につき配慮をしていただきたい。
 - ・ 利用者の安全・安心が確保されるよう、ドライバーの運行管理や車両の点検整備が徹底されること
 - ・ 観光ピーク時に、東山や嵐山などに車両が集中するなど、市民生活や道路交通に支障をきたさないこと
 - ・ 収益性の高い部分だけ参入し、地域の足を広く担う鉄道やバス、タクシー事業者の経営や雇用に悪影響を及ぼさないことについては、真に市民の足の確保となる効果的なものとなるよう、地域における実情や課題を踏まえ、その実情を反映した制度設計とすること。

(2) 現状・課題

- 令和６年４月から開始されたタクシー会社が主体となるライドシェアの仕組みは、京都市の実情を踏まえてもよく吟味されたものと考えている。しかし、京都市内といっても、エリアによって交通手段の確保などの課題は全く異なり、都市部や人が集まる場所の収益率が高まることは明らかである。都市の中心部のみならず、タクシーが不足しがちな周辺部・郊外部にも、広く市民の移動機会を確保されるよう配慮されることが必要である。

4 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

(1) 提案・要望

- 地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送や無償運送に対する支援制度の創設など、地域又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化(近距離移動、小規模輸送等)が進んでいるが、交通事業者においては、近年のバス運転士不足やコロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者減等により、これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送及び無償運送）の必要性が高まっている。
- しかし、自家用有償旅客運送の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高く、公的支援等がなければ実施することが難しい。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定（ガソリン代等の実費のみ）されており、運営に必要な諸経費（事務費、人件費等）を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。

- 京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援しているが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、更なる財政支援が不可欠な状況である。

【提案・要望事項】

市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

1 市バス事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- ③ バス車両更新に係る公営企業債の対象拡充
- ④ 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し

2 地下鉄事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助の対象拡充・公営企業債の対象拡充・建設改良費への交付税措置

- 国においては、アフターコロナの観光客が回復する中での混雑対策として、観光施設に直行・急行する路線バスの導入促進に向け、バス運賃制度の規制緩和をしていただいたことや、新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設をしていただいたことに御礼申し上げる。
- 市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

1 市バス事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、観光需要の本格化により、市内中心部や観光地を経由する一部路線・時間帯で混雑が生じているものの、依然としてコロナ禍前には及ばず、加えて、周辺部の市バス路線は赤字系統のなか、燃料費・人件費の高騰が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- 民間バス事業者と同様に、深刻な担い手（運転士、整備士）不足にある市バス事業の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減の取組をバックアップするための処遇改善や、労働環境改善に資する取組、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資するバス車両導入への支援として、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象について、電気バスだけでなく、省エネに考慮したバス車両更新についても対象とすること。
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、「混雑の見える化」などの市バスの運行情報のオープンデータ化やキャッシュレス決済の機能拡充等、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。その際、事業期間が複数年度にわたるシステム開発等も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

2 地下鉄事業への支援

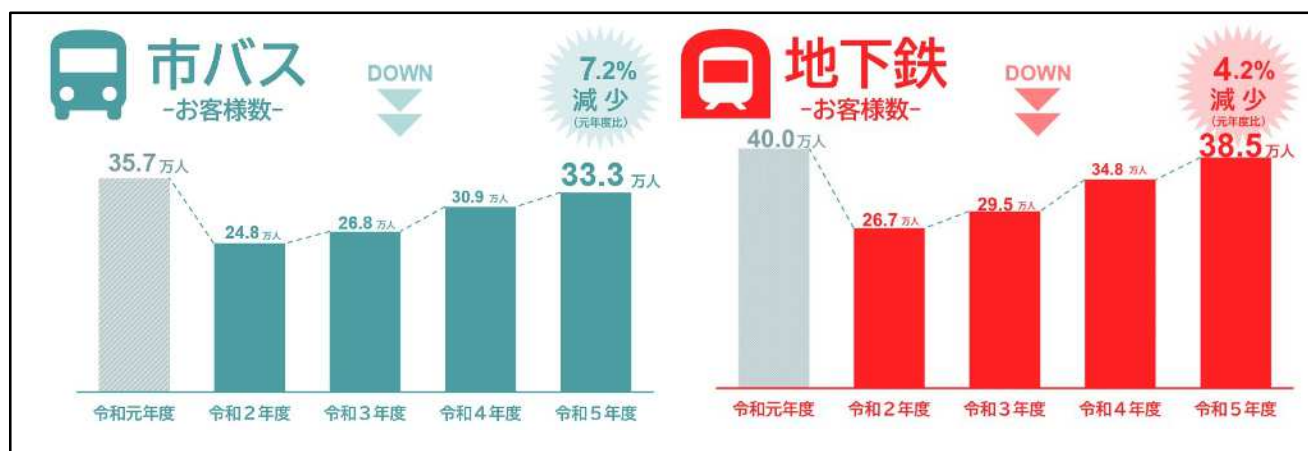
(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、観光需要の本格化により、市内中心部の一部や時間帯で混雑が生じているものの、依然としてコロナ禍前には及ばないなか、電力費・人件費の高騰が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資する地下鉄車両更新への支援として、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象に地下鉄車両の改修だけでなく更新も含めることや、老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用するための制度拡充をすること、さらには建設改良費について、水道管路老朽化対策と同様、1／2を一般会計出資債の対象とし、その60%に交付税措置を講じること。

※＜経営ビジョン（2019-2028）期間中における車両・設備更新費用等見込額＞

	地下鉄車両	信号保安設備	電力設備	情報通信設備	その他	合計
金額（税込）	約 270 億円	約 200 億円	約 140 億円	約 30 億円	約 100 億円	約 740 億円

＜1日当たりのお客様数（速報値）＞



3 市バス・地下鉄の経営状況

- コロナ禍前においても、市バス事業は、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に際して要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いていた。
- 加えて、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、運賃収入が大きく減少し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となり、市バス事業は令和3年度から累積資金不足が生じた。
- テレワークなどの新たな生活様式の定着等により、コロナ禍前の状況までお客様数の回復が見込めない中、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」に掲げた事業運営の基本的な方針は引き継ぎつつ財政面での計画を中心に見直すこととし、令和4年3月に「経営ビジョン【改訂版】」を策定した。
- 観光需要の本格化により、市内中心部の一部路線や時間帯で混雑が生じているものの、年間を通じたお客様数は依然としてコロナ禍前には及ばず、「経営ビジョン【改訂版】」に掲げる経営健全化策に取り組むものの、市バス事業は、軽油単価の上昇や人件費（運行や保守整備に係る委託料）の高騰の影響に加え、「担い手確保」の取組を進める必要があり、厳しい経営状況が続く見通しである。
- 地下鉄事業は、令和4年度決算をもって経営健全化団体から脱却したものの、高止まりしている電気料金や人件費、物価等の高騰が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収により止むを得ず延期している可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の実施や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、令和6年度以降、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。

4 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス、地下鉄事業は市民生活と都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 「経営ビジョン【改訂版】」に基づく経費削減を引き続き徹底していくことはもちろんのこと、全庁体制での利用促進の取組や駅ナカビジネス、広告など増収・増客の取組を徹底して行い、また、市民生活と観光の調和を目指して「市バスの輸送力の再配分・増強」と「地下鉄をはじめとする鉄道を生かした移動経路の分散」の2つの視点に基づき、市バスの増車（9両）や「観光特急バス」の新設をはじめとする混雑緩和の取組を積極的に展開していくとともに、子育て世代への支援や事業活動における環境への配慮など、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成に向けた取組を進める。

【提案・要望事項】

自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決

- 1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置
- 2 円滑な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備
- 3 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

- 京都市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、標準化への対応を進めている。この間、国に対しては、累次にわたり、財政措置の拡充をはじめとする提案・要望を申し上げてきたところ、デジタル基盤改革支援基金について、令和5年度補正予算により大幅に増額されるとともに、標準仕様の指定都市要件について、見直し・再検討結果が取りまとめられるなど、対策を講じていただいたところである。
- しかしながら、標準化の実現に向けては様々な課題が山積している状況にあることから、引き続き、自治体の努力はもとより国による更なる対策が不可欠であり、とりわけ以下の事項について重点的に提案・要望する。

1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置

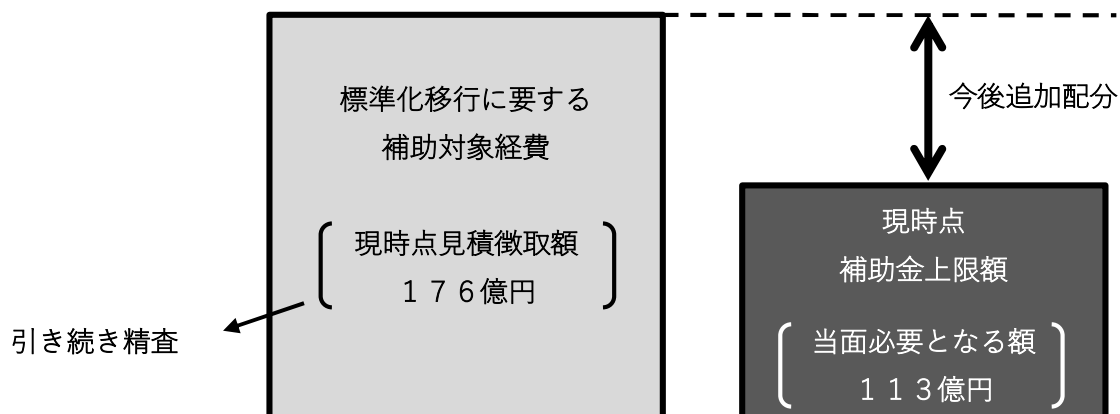
(1) 提案・要望

- 京都市では引き続き経費の精査に努めるが、見積りの分析や事業者との協議に当たっては、国におかれても、全国の自治体・事業者を広く俯瞰された知見から助言・支援いただきたい。そのうえで、所要額については、調達に支障を来すことのないよう早急に全額措置すること。

(2) 現状・課題

- 標準化は、法律で新たに義務付けられたものであることから、移行に要する経費については、国の責任において全額措置することを要望してきた。
- 令和5年度補正予算によりデジタル基盤改革支援基金が1,825億円から6,988億円へと大幅に増額され、自治体ごとの実情により即した補助上限額が設定されることとなったが、指定都市に関しては、標準仕様の指定都市要件が未確定であったことから、当面必要となる額のための措置とされ、今後、改めて所要額を追加配分することとされている。

＜京都市における所要経費と補助金の状況＞



2 円滑な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

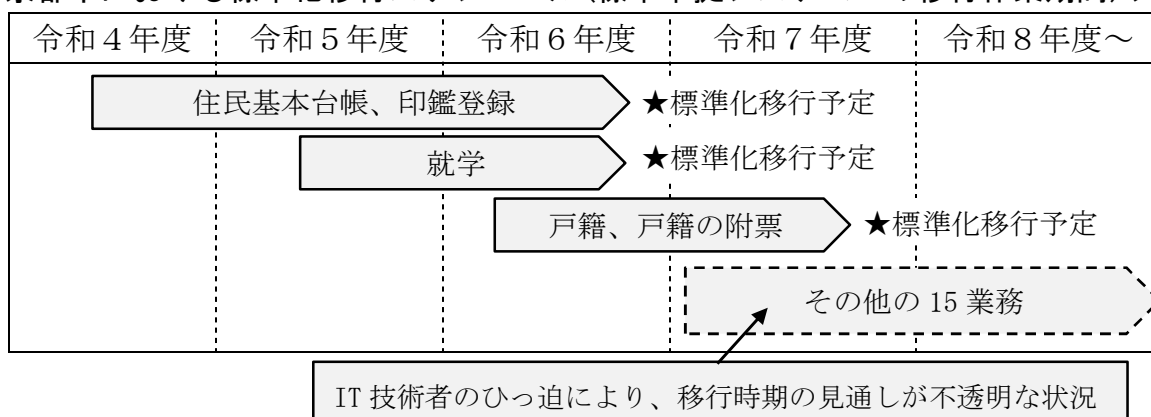
(1) 提案・要望

- 標準化は行政のデジタル化を支える基盤であることから、まずはその完遂に向けて限られた IT 技術者を集中できるような環境整備を行うとともに、事業者に対する技術的支援を十分に講じること。

(2) 現状・課題

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、あらゆる行政分野において、デジタル化への対応が喫緊の課題であることに加え、総合経済対策や次元の異なる少子化対策など、新たな政策への対応に係るシステム改修のため、全国的に IT 技術者がひっ迫している。
- 京都市においても、標準化対象 20 業務のうち 15 業務において、令和 7 年度末までの標準準拠システムへの移行が見込めない状況である。

<京都市における標準化移行スケジュール(標準準拠システムへの移行作業期間)>



3 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

(1) 提案・要望

- 今後の制度改正等に伴う標準仕様の改定に当たっては、指定都市に必要な機能が確実に実装されるよう、指定都市や事業者との連携を密に検討すること。
- 事業者のシステム開発が早期かつ円滑に進捗するよう、取組の推進に必要な情報は、自治体や事業者との緊密な連携の下、早期に確定し、提供すること。

(2) 現状・課題

- 標準仕様の指定都市要件については、令和 4～5 年度の見直し・再検討により、約 1,100 件の機能要件を標準仕様に反映する方針が示された。
- 一方、ガバメントクラウドの仕様や、標準準拠システムで使用する文字の要件など、事業者が標準準拠システムを開発するうえで必要不可欠な情報が一部未確定となっており、京都市では、これら課題の解決に向けた国における検討・検証に積極的に参加し^(※)、意見等申し上げている。

(※) 京都市が参加した国の検証事業等

- ・ ガバメントクラウド早期移行団体検証事業（令和 5 年 4 月～）
- ・ 行政事務標準文字への同定支援ツール実証事業（令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月）
- ・ 地方公共団体情報システムにおける文字要件の検討に関するワーキングチーム（令和 6 年 1 月～3 月）

【提案・要望事項】**防災・減災対策事業に係る地方債の延長**

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守るために必要な防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることに御礼申し上げます。
- これらの地方債は令和6年度又は7年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきた。しかし、近年の災害の激甚化・広域化や令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、防災・減災対策のさらなる推進が求められる中、今後も想定される災害への対策を集中的に進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債について、期間延長を含め、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

地方債区分	現行	要望事項
緊急防災・減災事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長及び 対象の拡大※
緊急自然災害防止対策事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長
緊急浚渫推進事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和2年度～6年度	期間の延長

※ 感染症対策か否かに関わらず、避難所における備蓄倉庫の整備を対象としていただきたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、この間、積極的に、消防指令センターの共同化、道路のり面对策等、河川の浚渫の事業に上記地方債を活用し、市民のいのちと暮らしを守るための防災インフラの整備を進めてきた。

<起債額の推移>

地方債区分	措置初年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (予算)
緊急防災・減災事業債	0.1億円	10.2億円	26.7億円
緊急自然災害防止対策事業債	1.9億円	7.3億円	9.5億円
緊急浚渫推進事業債	0.5億円	2.6億円	1.8億円

※ 措置初年度：緊急防災（平成23年度）、緊急自然（令和元年度）、緊急浚渫（令和2年度）

- 一方、消防指令センターの共同化や国の次期総合防災情報システムなどとの連携を見据えた防災情報システムの更新整備、大規模な浸水被害の防止対策等、今後も緊急性・即効性の高い防災インフラを整備していくためには、交付税措置の手厚い同債の期限の延長が必要である。

<今後の活用見込み>

地方債区分	令和7～11年度 起債見込み	備考
緊急防災・減災事業債	140億円	京都府南部消防指令センター整備、学校体育館の空調整備などの防災対策が必要
緊急自然災害防止対策事業債	50億円	護岸や排水機場、道路のり面について、自然災害を防止するために、引き続き緊急対策が必要
緊急浚渫推進事業債	15億円	河川において、河川氾濫などの浸水被害の防止等のために、引き続き緊急対策が必要

- 必要な物資を必要な人に迅速に届けることができるよう、あらかじめ資機材、食料等の備蓄物資、感染症対策の衛生用品等の各避難所等への分散備蓄を推進しているが、これらの物資を置くスペースがない避難所等があり、発災時に避難所や、帰宅困難者が一時的に滞在する施設に、別の保管場所から移動させなければならない箇所があることが課題である。
- 新型コロナウイルス対策を機に、避難所における感染症対策に係る施設整備を対象事業に拡充していただいているところではあるが、能登半島地震で見られた避難所での物資の不足や断水に素早く対応できるよう、避難所等への分散備蓄の推進が求められるため、感染症対策か否かに関わらず、避難所における備蓄倉庫の整備を対象とすることが必要である。

【提案・要望事項】市・府共同提案

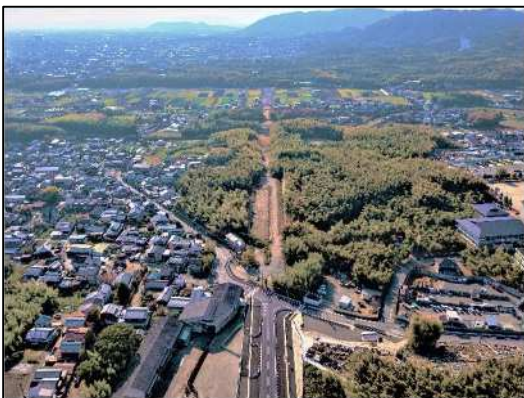
安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

- 1 国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による財政支援、対策後も切れ目なく事業を進めるための、国土強靱化実施中期計画の令和6年内の策定、必要な予算の別枠確保
- 3 計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格の高騰を踏まえた予算の確保
- 4 緊急浚渫推進事業債（令和6年度まで）及び緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の継続

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る安心・安全なまちづくりや都市の成長戦略に資する社会基盤整備事業に対して、令和6年度予算では、国土交通省から総額95億円（国費）に上る補助金・交付金を措置していただいたことに御礼申し上げます。

(1) 京都市の主な取組

- 社会基盤整備事業を着実に推進するためには、安定的かつ十分な財政措置が不可欠であり、京都市では、個別補助事業や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、舗装修繕、治水対策、上下水道事業、住宅改良など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進している。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、近年激甚化する自然災害に備え、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- 防災・減災対策を推進するため創設された、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、河川の浚渫及び道路のり面对策等の防災・減災対策を実施している。



道路整備（中山石見線）



無電柱化事業（後院通）

【提案・要望事項】 **市・府共同提案**

将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

- 1 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- 2 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
- 3 財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

(1) 現状・課題

- 堀川通、及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路5か年対策プログラム（近畿ブロック版）」において、計画段階評価着手に向けた調査を推進する路線としても位置付けられている。
- また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられていることを踏まえ、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。
- 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たっては、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。
- 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。



堀川通の交通状況
(堀川塩小路北側付近)



滋賀県大津市追分町
国道1号（京都・大津間）の被災・通行止め状況
(令和3年8月、大津市追分町付近)
[出典：滋賀国道事務所X]

【提案・要望事項】

能登半島地震を踏まえた耐震化の取組の推進

- 1 即効性のある簡易耐震改修に対する国の支援の拡充
- 2 民間住宅の本格耐震改修に係る国庫補助上限額の引上げ
- 3 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充、採択基準の緩和及び補助率の引上げ
- 4 密集市街地対策や細街路対策に対する国の支援の充実

- 国においては、これまで京都市が推進してきた住宅・建築物安全ストック形成事業における耐震・防火対策や、水道施設の更新・耐震化、住宅市街地総合整備事業、狭あい道路整備等促進事業及び都市防災総合推進事業における密集市街地対策や細街路対策について、継続して支援をいただいたことに御礼申し上げる。
- この度、令和6年1月に発生した能登半島地震の甚大な住宅倒壊被害や断水被害を受けて、京都市では耐震対策の更なる強化のために、令和6年度は木造住宅等の耐震・防火改修に係る補助制度の充実を図るとともに、引き続き老朽化した水道管路の更新・耐震化を重点的に実施する。加えて、同地震では住宅やブロック塀の倒壊により道路閉塞等の状況が見られたことから、更なる対策強化のために、細街路の拡幅整備事業を新設するとともに、引き続き危険ブロック塀等除却補助事業などを実施する。
- しかしながら、今後も人件費や資材価格の高騰が見込まれる中、いのちと暮らしを守る耐震対策を推進していくために、安定的な財政措置が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1 即効性のある簡易耐震改修に対する国の支援の拡充

(1) 提案・要望

- 耐震診断を経ずに実施する、耐震化に即効性のある簡易耐震改修（屋根の軽量化等の部分的な改修工事）に関して、住宅・建築物安全ストック形成事業における基幹事業に位置付け、耐震対策を推進すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、犠牲になられた方のうち、倒壊した住宅による圧死が最多であったと報告されている。いつ発生するかわからない地震災害から市民の命を守るため、これまで以上にスピード感を持って建築物の耐震化を促進していく必要がある。
- 京都市では、耐震改修の実施においては、高額な改修費用はもとより、耐震診断の実施という心理的・経済的な負担が二の足を踏む一因との考えとともに、工期短縮のメリットも踏まえ、まちの工務店に依頼することですぐに実施できる耐震診断を経ない簡易耐震改修も継続して支援してきた。これまで本格耐震改修向けの支援制度を大きく上回って活用していただいており、市内建築物の耐震化に大きく貢献してきた。【令和3年度補助実績】本格改修：約40戸 簡易改修：約500戸
- 今後、建築物の耐震化をより一層加速させていくため、耐震診断を経ない簡易耐震改修を、国事業において基幹事業に位置付けるべきである。

2 民間住宅の本格耐震改修に係る国庫補助上限額の引上げ

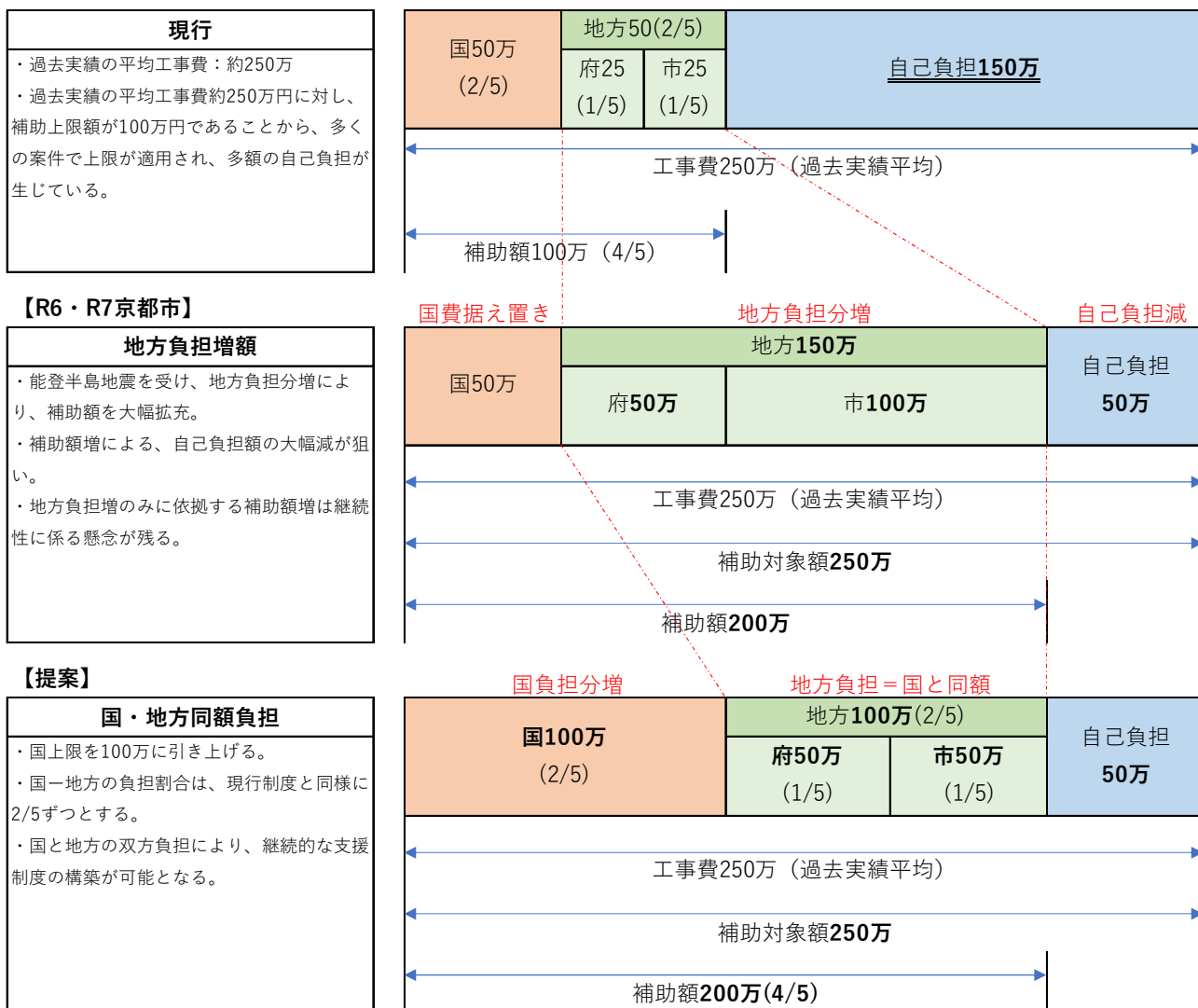
(1) 提案・要望

- 民間住宅の本格耐震改修に係る国庫補助について、多額の自己負担を軽減することで所有者や自治体の耐震化の取組を加速するため、国費額を引き上げ、国費を最大限活用する場合の補助上限額を引き上げる（国負担 50 万円→100 万円）こと。

(2) 現状・課題

- 現行では、国費を最大限活用する場合でも、補助上限額は 100 万円（国 50 万円、地方 50 万円、補助率 4/5）であるが、過年度の京都市実績においては、耐震改修に係る工事費平均は約 250 万円と、補助上限額 100 万円に対して自己負担額が 150 万円となるケースが大方を占めており、多額の自己負担が生じている。
- 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震を受け、耐震改修補助額・補助率を拡充する自治体が増えており、京都市においても地方負担分を引き上げることによって、制度拡充を行っているが、継続的な支援制度の構築に当たっては、地方負担の軽減が求められる。
- 国においても、能登半島地震を受け、建築物の構造被害の原因分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討するための委員会が開催されているところであり、建築物の耐震化の加速に向けた取組の強化が必要である。

（参考資料）国・地方・自己負担額のイメージ



3 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充、採択基準の緩和及び補助率の引上げ

(1) 提案・要望

- 老朽化した水道施設の更新及び耐震化を推進していくため、現行の国庫補助事業である「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」において、対象施設を配水支管にまで拡充すること。また、現行の国庫補助事業である「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、水道料金に関する採択基準を緩和すること。加えて、老朽管の更新及び耐震化に係る国庫補助事業の補助率を引き上げること。

<参考 1：水道管路更新・耐震化に係る国庫補助事業>

水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業) 【補助率：1／3】	・布設後 40 年以上経過した基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の更新事業が対象で、配水支管は対象外 (配水本管：φ 350mm 以上、配水支管：φ 300mm 以下)
緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管) 【補助率：1／4】	・基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管の耐震化事業が対象 ・京都市は料金水準に関する採択基準※を満たしておらず、補助対象外 ※ 1 か月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が 1,219 円以上 (令和 6 年度基準) → 京都市：1,067 円

(2) 現状・課題

- 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震においては、上下水道に大きな被害が発生し、最大約 13.6 万戸の断水が生じるなど、市民生活における水の重要性が再認識された。国においても、今後の上下水道施設における地震対策のあり方等について検討が進められている。
- 京都市では、今後、昭和 40 年代から 50 年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している京都市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担であり、事業を着実に推進するために、国からの財政支援が必須となっている。
- 京都市では、国において平成 28 年度に創設された「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」を活用し、配水本管の更新工事を実施しているものの、同事業の対象施設は基幹管路のみとなっている。現在、優先的に更新を進めている耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管の大部分は配水支管で占められており、同事業の対象外となっているため、十分な財政支援を受けることができていない。
- 一方で、重要給水施設に配水する配水管の耐震化については、国の「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、配水支管も対象施設となっている。しかし、採択基準として、水道料金が給水人口 5 万人以上の水道事業者における平均料金水準以上であることが求められている中、本市は基準を満たしておらず、補助対象外となっている。

また、これらの補助事業の補助率については、公共下水道事業の補助率（１／２）と比べ、低い水準となっている。

(3) 京都市の取組

- 耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管を中心とした老朽配水管の更新・耐震化について、平成 25 年度以降スピードアップしながら、推進している。

また、令和 5 年度からは、老朽配水管のうち、地震等で被害を受けた場合に断水等の影響が広範囲となる口径が大きい配水管について、重点的に更新・耐震化に取り組んでいる。



<参考 2：水道配水管の更新事業費等>

		中期経営プラン (2018-2022) ＜実績＞	中期経営プラン (2023-2027) ＜計画＞
配水本管 (φ 350mm 以上)	更新延長 (k m)	11. 2	14. 8
	事業費 (億円)	97. 2	123. 3
配水支管 (φ 300mm 以下)	更新延長 (k m)	270. 6	240. 2
	事業費 (億円)	528. 1	541. 5
配水管全体 (本管＋支管)	更新延長 (km)	281. 8	255. 0
	更新率 (%)	1. 5	1. 3
	事業費 (億円)	625. 3	664. 8

4 密集市街地対策や細街路対策に対する国の支援の充実

(1) 提案・要望

- いのちと暮らしを守る観点から、老朽木造住宅が立ち並ぶ密集市街地の防災機能を向上させるために重点的に実施する必要がある、老朽木造住宅の除却や、細街路の拡幅整備のために活用する以下の国庫補助事業の基幹事業の補助率を1／3から1／2に引き上げること。

国補助事業（基幹事業）	京都市での活用内容
住宅市街地総合整備事業 【補助率1／3】	・ 老朽木造建築物除却事業 老朽化した木造建築物を除却する費用を補助
狭あい道路整備等推進事業 【補助率1／3】	・ 密集市街地のこみち改善事業 建築基準法第42条第2項道路の拡幅整備及び分筆等費用を補助
都市防災総合推進事業 【補助率1／3】	

- あわせて、細街路・路地や建物の改善による避難・消火・救助ルートを確保するため、危険ブロック塀の撤去や緊急避難経路の整備のために活用する国庫補助事業を基幹事業に位置付け、その補助率を継続させること。

国補助事業（効果促進事業）	京都市での活用内容
狭あい道路整備等促進事業 【補助率1／2】	・ 緊急避難経路整備事業 袋路等の奥から道路などに抜ける安全な避難経路を確保する（避難扉設置等）費用を補助 ・ 袋路等始端部における耐震・防火改修事業 袋路等入口部のトンネル部分の耐震・防火改修工事又は除却工事の費用を補助 ・ 袋路等始端部整備事業 袋路等の後退用地の舗装や通路内の工作物等の撤去等の費用を補助
住宅市街地総合整備事業 【補助率1／2】	・ まちなかコモンズ整備事業 地域の防災性向上やコミュニティ形成に有効な「ひろば」として活用する場合に、建築物の除却費や広場の整備費を補助 ・ 危険ブロック塀等改善事業 避難安全性の向上のため、危険ブロック塀等の除却費用を補助

(2) 現状・課題

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、倒壊した住宅・ブロック塀等による細街路の閉塞が多数見られたと報告されている。いつ発生するかわからない地震災害から市民の命を守るため、これまで以上にスピード感を持って密集市街地対策や細街路対策を促進していく必要がある。
- 能登半島地震と同規模の地震が発生した場合、密集市街地はもとより、多くの細街路（約13,000本）を有する京都市では、甚大な被害が想定される。そのため、老朽木造住宅の除却や緊急避難経路等の整備、危険ブロック塀の除却等を行い、安全性が着実に向上している。
- また、令和6年度には、密集市街地のこみち改善事業を創設したところである。
- 取組を一層加速化させていくため、これらの国庫補助事業を基幹事業に位置付けるとともに、その補助率を引き上げるべきである。

【提案・要望事項】

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税及び固定資産税に関し、軽減措置の対象への追加や既存措置の充実、納税猶予制度の創設

(1) 現状・課題

- 先人から連綿と受け継がれてきた歴史的建築物は、各地域の特性に応じて形成されてきた景観、知恵や営みなどの生活文化を継承するうえで重要な役割を果たすとともに、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である。
また、これらの建築物は、市民に愛されるとともに、都市のブランド力を高め、日本国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れるなど、世界に誇る日本の宝である。
- 地方自治体においては、これらの歴史的建築物を将来にわたり継承していくため、文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく指定制度の活用はもとより、地域の実情に応じて条例や要綱に基づく独自の指定制度や改修助成をはじめとした支援制度を設けている。しかしながら、少子高齢化等の社会状況の変化によって、維持修繕費や改修費の負担、相続人の不在や相続税の負担などが課題となり、滅失を抑止するには至っていない。
- とりわけ、京都市においては、市内の各所に軒を連ねて立ち並び、魅力的な都市空間を構成する重要な要素であるとともに、環境共生の工夫やまちづくりの文化などが幾重にも蓄積し、現在にも通ずる普遍的価値を今に伝える、京町家が、毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失（平成28年度調査より）しており、その保全・継承が重要な課題となっている。
- そのため、建築基準法の適用を除外する条例を施行するとともに、平成29年に制定した「京町家条例」の下、重要な京町家等を指定する制度や解体に係る事前届出制度の創設、民間事業者と連携した活用希望者マッチング制度の運用と併せ、改修費や維持修繕費の一部を補助し、所有者の経済的負担を軽減するなど、総合的な取組を行ってきた。
- しかしながら、今なお、歴史的建築物が解体されるケースは後を絶たない。所有者等へのアンケート調査でも、約半数程度の方が相続税と固定資産税の負担を挙げており、相続や維持管理における負担をきっかけに滅失するケースも多いことから、その対策を講じなければならない状況となっている。
- ついては、文化を象徴し、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である歴史的建築物を次の世代に継承していくため、地方の負担を求めることなく、相続税について軽減措置の実施や充実を図るとともに、納税猶予を創設するなどの支援措置を講じること。
また、固定資産税については、国による固定資産税の軽減措置の実施や充実を図るとともに、減収補填措置を講じること。

		相続税の減免		固定資産税の減免	
		現行	要望	現行	要望
国指定	国登録文化財	家屋・土地 控除率 30%	・軽減措置の充実 (例：30%→50%) ・納税猶予の創設	家屋 控除率 50%	・軽減措置の充実 (例：土地を対象とする)
	景観重要建造物 歴史的風致形成建造物			なし	・軽減措置・減収 補填措置の創設
	伝統的建造物			家屋 課税免除	・軽減措置の充実 (例：土地を対象とする)
市指定	市指定文化財 市登録文化財	家屋・土地 一部減額	・軽減措置の充実 ・納税猶予の創設	なし (市指定は市 独自に免除)	・軽減措置・減収 補填措置の創設
	重要京町家 歴史的意匠建造物 界わい景観建造物	なし	・軽減措置の創設 ・納税猶予の創設	なし	・軽減措置・減収 補填措置の創設

(2) 京都市の取組

- 平成29年11月に、京町家の価値を改めて見直し、保全・継承に繋げるため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）を制定した。
- 平成31年2月に、「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、条例に定めた取組をはじめ、京町家の保全・継承に関する様々な取組を総合的かつ計画的に推進。
- 令和3年7月に策定した「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」の「京都文化遺産」に、京町家条例に基づく京町家が維持継承を図っていくものと位置付けられ、益々保存・継承の重要性が増加。
- 令和6年度に、京町家の現状を多角的に調査・把握し、現行の施策を全面的に検証し、より実効性の高い施策体系の再構築に取り組むこととしており、その際には、固定資産税の負担軽減措置も含め、支援措置や規制の在り方を、あらゆる観点から検討し、効果的な方策を見出してまいらる。

【提案・要望事項】

京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等

- 国においては、本事業の実施に向けて、都市・地域交通戦略推進事業による支援をいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都駅新橋上駅舎・自由通路の令和 13 年度の供用開始に向け、事業を推進していく上での国の支援は必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

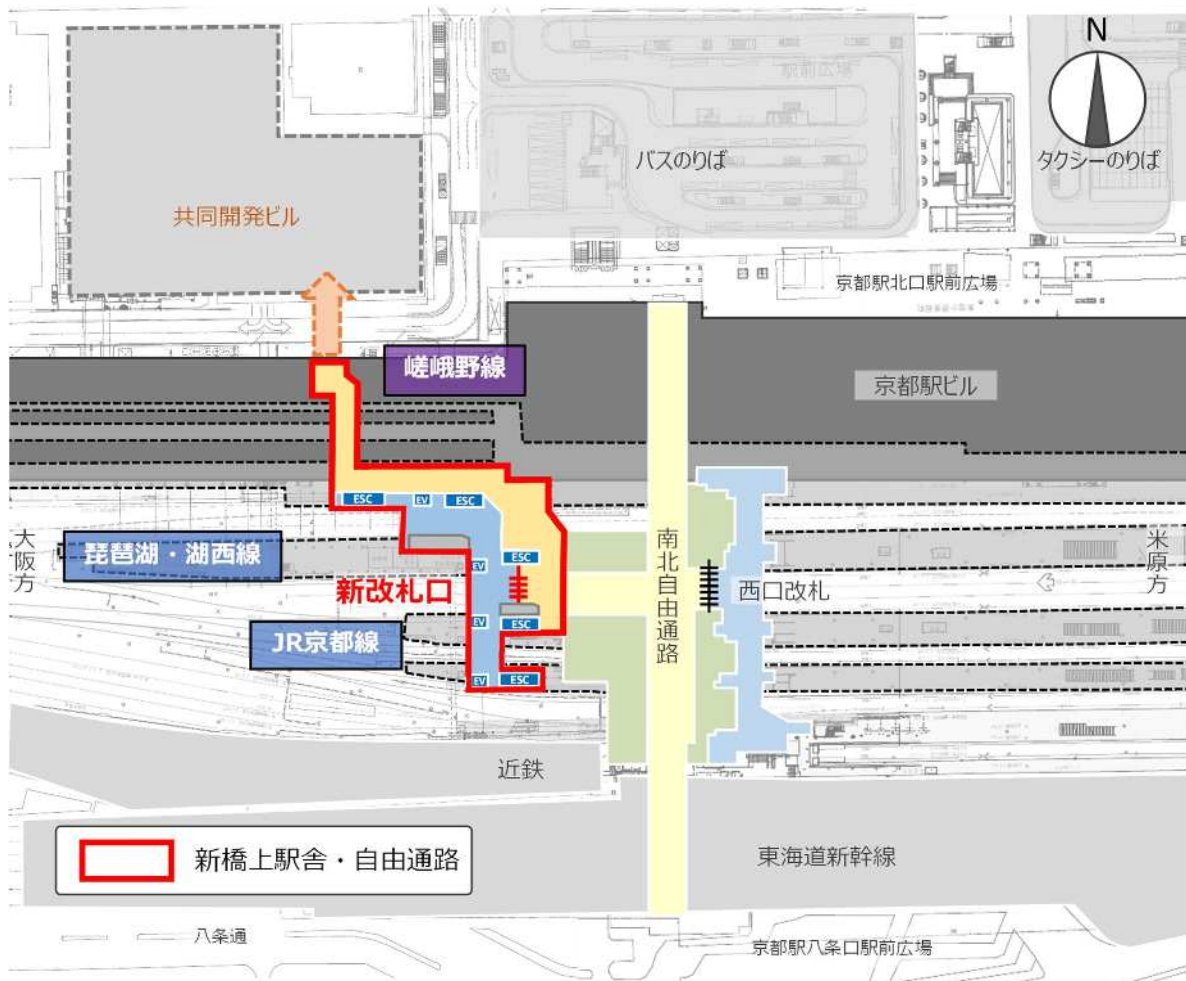
(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化のため、本事業に対する十分な財政措置を行うとともに、本事業に活用している都市・地域交通戦略推進事業費補助の予算枠を拡大すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、1 日当たりの乗降客が 70 万人を超す、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
- このため、交通結節機能の強化はもとより、京都駅西部エリアへの動線の確保によるまちづくりの促進など、駅周辺のさらなる活性化を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携して、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進めていく（総事業費 195 億円見込み）。
- より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項に基づく法定協議会を令和 6 年 3 月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
- 本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。また、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、本補助事業の国予算について、予算枠の拡大が必要である。

<参考 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要>



【提案・要望事項】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千㎡、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

- 3施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めること。

2 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

(1) 現状

- 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年)、新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上。



(2) 京都市の取組

- 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定。刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示(平成31年2月)。
⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約7割の肯定的な意見。
- 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施(令和5年4月)。
- 活力あふれる、住み継がれるまちを目指し、山科・醍醐地域の活性化に全庁体制で取り組む「山科・醍醐プロジェクト(プロジェクト名:meetus(ミーツ)山科・醍醐)」を始動(令和6年4月)。

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

(1) 現状

- 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。

(2) 京都市の取組

- 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

- 「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を策定。まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示（令和 2 年 3 月）。

⇒ 策定に当たり実施した事業者アンケートにおいて、約 4 割が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。

⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約 9 割の肯定的な意見。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

- 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大 1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施し、らくなん進都（鴨川以北）に新たなビジネス拠点を創出する「京都サウスベクトル」を始動（令和 5 年 4 月）。

【提案・要望事項】市・府共同提案

生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進に向けた支援

- 1 継続的かつ発展的な保全活動に対する長期的な財政支援
- 2 「自然共生サイト」の認定に対する経済的インセンティブの付与
- 3 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る活動の普及促進に向けた制度枠組みの拡充

- 地域における生物多様性の保全に資する活動を支援する「生物多様性保全推進支援交付金」において、令和3年～5年度には「京都市北部山間地域チマキザサ再生事業」、令和6年度は「きょうと生物多様性センター推進事業」を採択いただくなど、従前から生物多様性の保全活動に対し、財政支援いただいていることに御礼申し上げる。
- 京都市では、令和5年7月に、30by30 アライアンスに参画し、市有地の「自然共生サイト」の認定はもとより、民間企業や保全団体等の取組により保全された区域の認定も促進するなど、多様な主体による生物多様性の保全活動を支援している。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を継続的に実施していくとともに、「自分ごと」として一人一人の行動変容を進め、ネイチャーポジティブの実現に貢献するため、以下のとおり地域の実情に合わせた更なる国の支援の充実をお願いしたい。

1 継続的かつ発展的な保全活動に対する長期的な財政支援

(1) 提案・要望

- 保全活動は数年で終了するものではなく、また、保全状況をモニタリングしながら順応的に活動内容を更新していくことが望まれるため、継続的かつ発展的な保全活動に対して長期的な財政支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 生物多様性の取組は、生態系の保全・回復、人の意識や行動の変化など、結果が表れるまで時間を要することから、長期的な視点を持って継続的に進めていく必要があるが、その担い手となる保全団体等においては、活動資金や担い手、専門的知見の確保に苦慮している。
- 京都市においては、保全活動に対して、きょうと生物多様性センターを核とした支援や認定制度による支援を行っている。国においても、「生物多様性保全推進支援交付金」による支援が行われているが、事業期間に制約がある。

2 「自然共生サイト」の認定に対する経済的インセンティブの付与

(1) 提案・要望

- 保全団体や民間企業等の取組による「自然共生サイト」への認定を促進するため、「自然共生サイト」に認定された場合の経済的インセンティブを付与すること。

(2) 現状・課題

- 国において認定促進に向けたインセンティブ施策の検討が進められているが、保全団体や民間企業等が認定を目指すには、申請手続や継続的なモニタリングに追加負担がかかることから、これに見合うだけのインセンティブが求められる。

- 京都市においては、「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」を通じた民間企業による資金等支援を「自然共生サイト」における活動に活用している。

3 生物多様性の保全と持続可能な利用に係る活動の普及促進に向けた制度枠組みの拡充

(1) 提案・要望

- 国から、企業等の社会・経済活動における行動変容を促すよう働きかけることによる機運醸成を行うとともに、全国的な啓発活動や行動変容を称える場の充実など、生物多様性の保全と持続可能な利用を普及促進するよう制度枠組みを拡充すること。

(2) 現状・課題

- 生物多様性の保全と持続可能な利用の更なる主流化に向けては、保全活動に積極的に取り組む保全団体や民間企業だけでなく、広く市民・民間企業等の意識改革や行動変容を促すことが肝要である。
- 「2030 生物多様性枠組実現日本会議」による取組の推進が図られているほか、京都市においても、「京の生物多様性担い手宣言制度」をはじめ、市民や企業等に行動変容を促す取組を行っているが、生物多様性のさらなる主流化に向け、制度枠組みの拡充が必要である。

4 京都市の主な取組

(1) きょうと生物多様性センターによる支援

- 市民、民間企業、保全団体等の活動を支援する地域連携保全活動支援センターとして、生物多様性情報の集積・データベース化、民間企業を含む多様な主体のネットワーク化やコーディネート及び環境学習や担い手育成等の事業を推進。

(2) きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度

- 民間資金等を活用して、生物多様性の保全活動に取り組む団体を支援等するため、令和5年9月に京都市・京都府共同の制度として創設。きょうと生物多様性センターを通じ、生物多様性保全に関心を持つ企業と保全団体とのマッチングを図り、企業からの支援を活用し、同センターが保全活動への助言や指導、技術的支援を実施。
＜活用実績＞2件（令和6年5月末時点）

(3) 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度

- 祇園祭の厄除け粽に使われるチマキザサなど、京都らしさを支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用のための活動を行う団体・個人を認定する制度。団体向けには、必要に応じて専門家を派遣。
＜認定実績＞団体 228 者、個人 162 者（令和6年3月末時点）

(4) 「自然共生サイト」への認定

- 京都市域の認定件数2件。このほか、京都市関連の以下2件を申請中。
 - ・ 梅小路公園「朱雀の庭・いのちの森」
 - ・ 花脊チマキザサ保護区

(5) 京の生物多様性担い手宣言制度

- 生物多様性保全の担い手を増やすとともに、生物多様性に関する理解を促進し、行動変容を促進するため、自身ができる取組を宣言してもらう制度。
＜宣言数＞8,007 件（令和6年5月末時点）

【提案・要望事項】

原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

- 1 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援**
- 2 地域公共交通事業者等に対する支援**
- 3 放課後児童クラブや保育施設の運営に対する支援**
- 4 子育て世帯に対する支援**

- 原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げる。
- 当該交付金等を最大限活用し、京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、物価高等が長期化する中、引き続き、市民生活や事業者の下支え等が欠かせない。物価高騰等に対する対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置いただく必要がある。ついては、以下のとおり、支援をお願いしたい。

1 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

(1) 提案・要望

- 物価高騰等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築、及び事業再構築補助金など国が実施してきた支援策を継続・充実・再実施すること。
- 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底など、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。
- 市場関係者をはじめ、中間流通業者の安定経営を図るための財政支援を行うこと。

2 地域公共交通事業者等に対する支援

(1) 提案・要望

- 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

3 放課後児童クラブや保育施設の運営に対する支援

(1) 提案・要望

- 放課後児童クラブや保育施設について、物価高騰により運営が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、国が定める公定価格や施設運営・施設整備に係る国庫補助単価の改定を行うこと。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援を継続すること。

4 子育て世帯に対する支援

(1) 提案・要望

- 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

5 京都市の取組

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：67,900 百万円

（金額は令和4年度決算＋令和5年度予算（当初、補正）＋令和6年度予算）

＜主な取組内容＞

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（5,444 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（4,435 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（1,633 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（849 百万円） など

【提案・要望事項】市・府共同提案

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸

- 1 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- 2 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援
- 3 関西国際空港への延伸

1 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

(1) 提案・要望

- 京都は職住一体のまちであり、市内の整備工事においては、市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮をすること。
- 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境、我が国を代表する貴重な文化財の保全のため、慎重な調査と十分な地元説明が重要であり、特に、地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存、水質の維持に配慮をすること。

(2) 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備の推進

- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、日本海側の新たな国土軸形成に寄与するものであり、国土の調和ある発展を目指し、関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト。
- 東京・敦賀間が先行開業したことにより、北陸圏の人的、経済的交流が近畿圏から首都圏へと大きく移行しつつあることが危惧される。東京一極集中を是正し、北陸・近畿・西日本の均衡発展を図るためにも、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進が必要。
- 令和元年5月から、建設主体となる「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が環境影響評価の手続きに着手。また、令和5年度からは、北陸新幹線事業推進調査を実施。京都市も京都府との連携の下、配慮書・方法書の縦覧への協力、調査に係る地元説明の際の取次など、関係自治体として同機構に対し適宜協力を行っている。

2 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援

(1) 提案・要望

- 京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないよう、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など、地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援をすること。
- 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置をすること。

(2) 整備効果の波及、在来線が経営分離されないための措置

- 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及。



- これまでの整備新幹線において、大都市近郊区域や新幹線の通らない県内の在来線が並行在来線として取り扱われた例はないと認識。

3 関西国際空港への延伸

(1) 提案・要望

- 基本計画路線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。よって、北陸新幹線を関西国際空港まで延伸すること。

【提案・要望項目一覧】

◎：説明用資料（２ページ以降）を参照

☆：市・府共同提案項目（提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項）

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等

1 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等		【内閣府】 【総務省】
◎	1-(1) 大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	＜２ページ＞
	1-(2) 公共施設等適正管理推進事業債の公用施設等への対象拡大・恒久化	
	1-(3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	
	1-(4) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化	
	1-(5) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障	
2 市バス事業の持続可能な事業運営に向けた支援		【総務省】 【国土交通省】
◎	2-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築	＜34ページ＞
◎	2-(2) 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等	＜34ページ＞
◎	2-(3) バス車両更新に係る公営企業債の対象拡充	＜34ページ＞
◎	2-(4) 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し	＜34ページ＞
	2-(5) ノンステップバスの更新等の設備整備に対する補助金の確保	
	2-(6) 債務負担行為により２年目に更新する車両への国庫補助の対象拡充	
3 地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援		【総務省】 【国土交通省】
◎	3-(1) 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築	＜34ページ＞
◎	3-(2) 地下高速鉄道整備事業費補助の対象拡充・公営企業債の対象拡充・建設改良費への交付税措置	＜34ページ＞
	3-(3) 地下鉄駅出入口等の浸水対策に対する補助金の確保	
	3-(4) 可動式ホーム柵の設置促進に対する財政支援（補助制度の拡充等）	

◎	4	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	＜38ページ＞ 【デジタル庁】 【総務省】
	4-(1)	大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置	
	4-(2)	円滑な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備	
	4-(3)	取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供	
	5	戸籍・住民票の証明書のデジタル化に関する取組の一層の推進	【デジタル庁】 【総務省】 【法務省】
	5-(1)	証明書の職務上請求の手続のオンライン化の検討への支援	
	5-(2)	証明事項の請求、交付、活用のデジタル上での一気通貫の実現に向けた検討への支援	
	6	マイナンバーカードの申請受付・交付体制確保に向けた確実な財政措置	【総務省】
	6-(1)	マイナンバーカードの交付や更新等に係る体制を確保するための必要額の確保・確実な財政措置	
	6-(2)	マイナポータル手続支援等の取組に関する自治体の役割の明確化、及び必要経費の継続的かつ十分な財政支援	

② 教育・子育てへの支援と福祉・医療の充実

7 教育環境の充実

【総務省】
【文部科学省】
【スポーツ庁】
【文化庁】

- | | | |
|---|---|---------|
| ◎ | 7-(1) 教職員の給与改善及び適切な財政措置 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(2) 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(3) 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(4) 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(5) 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む） | <6ページ> |
| ◎ | 7-(6) 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(7) 国における小中学校の給食費無償化の早期実現 | <6ページ> |
| ◎ | 7-(8) 食材費高騰に係る子育て世帯への支援の継続 | <58ページ> |
| | 7-(9) 「GIGAスクール構想」の推進に向けた財政支援の充実等 | |
| | 7-(10) 中学校における35人学級の実現 | |
| | 7-(11) 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保及び教科担任制加配に係る資格要件の緩和 | |
| | 7-(12) 高等学校段階の不登校生徒及び病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の充実 | |
| | 7-(13) 遠距離通学費補助に係る財政支援の拡充 | |
| | 7-(14) 中学校休日運動部活動の地域移行に係る財政支援の継続・充実等 | |

8 子ども・子育て支援の充実		【こども家庭庁】 【文部科学省】 【厚生労働省】
◎	8-(1) 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善	<10ページ>
◎	8-(2) 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減	<10ページ>
◎	8-(3) 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実	<10ページ>
◎	8-(4) 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設	<10ページ>
◎	8-(5) 物価高騰を踏まえた放課後児童クラブや保育施設の運営に対する支援	<58ページ>
	8-(6) 児童手当の拡充に係る十分な財政措置と、自治体に対する詳細な情報の速やかな提示	
	8-(7) 児童虐待防止対策等の更なる体制強化、里親等支援の充実（児童養護施設等と同等の措置費単価の設定等）	
	8-(8) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置（補助単価の引上げや職員の更なる処遇改善等）	
	8-(9) 子どもの貧困対策に関する財政支援の充実	
	8-(10) 児童扶養手当の財政支援の拡充や、こどもの生活・学習支援事業の改善	
	8-(11) 育児休業取得に伴う更なる経済的な支援など、誰もが育児休業を取得しやすくなるための育児休業制度の充実	
9 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援等		【厚生労働省】
	9-(1) 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善	
	9-(2) 障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いの見直し	
	9-(3) 福祉人材の処遇改善、及びサービス報酬等の公定価格に係る随時の補助制度の創設	
	9-(4) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援	
	9-(5) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築	
	9-(6) 生活困窮者自立支援制度に係る財政支援の拡充など、生活が困難な方を支える取組の充実	
	9-(7) アウトリーチによるひきこもり支援に係る財政支援の上限額の撤廃及び制度恒久化、ひきこもり対策推進事業補助金の充実（生活困窮者自立相談支援事業と同じ負担率の適用）	

10	国民健康保険制度の抜本的な改革	【厚生労働省】
10-(1)	他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示	
10-(2)	制度改革実現までの財政措置の拡充 ・国庫負担率の引き上げ ・国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充 ・特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充	
10-(3)	障害者医療費等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃	
11	困難な問題を抱える女性や若者の居場所づくりへの支援の充実	【こども家庭庁】 【厚生労働省】
11-(1)	困難な問題を抱える女性支援推進等事業に関する国庫補助の対象拡大	
11-(2)	若者の居場所づくりの推進に向けた、青少年活動センターに対する財政支援の充実	
12	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援と保健医療体制の確保	【内閣官房】 【厚生労働省】
12-(1)	新型コロナウイルスワクチン接種に対する財政支援及び臨時接種で生じた健康被害給付費の全額国費負担の継続等	
12-(2)	今後の新興感染症に備えた保健所等の体制・機能強化のための財政支援等	
12-(3)	歯科保健医療提供体制の維持に向けた財政支援及び生涯を通じた歯科健診の具体的な方針の提示等	
12-(4)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定都市の役割の明確化、権限の強化	

③ 文化及び経済活動への支援、地方創生の推進

13 文化芸術に対する一層の支援等

【内閣官房】
【総務省】
【文部科学省】
【文化庁】
【経済産業省】
【観光庁】

- ◎ ☆ 13-(1) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援 <22ページ>
- ◎ ☆ 13-(2) 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置 <22ページ>
- ◎ ☆ 13-(3) 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進 <22ページ>
- ☆ 13-(4) 古典の日フォーラムの継続的な共同開催・古典の日の認知度向上と全国展開に向けた取組の推進
- 13-(5) 文化行政の発展につなげるための、文化政策の発信力の強化
- 13-(6) 京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援
- 13-(7) MANGAナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の活用
- 13-(8) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の効果を関西全体に波及させるための取組に対する財政支援等

14 文化遺産の保存・活用に対する支援等

【文化庁】

- 14-(1) 文化遺産の保存活用や防災対策のための財政支援（収蔵施設の新設・増改築等に対する、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助」の活用等）、及び相続税の控除などの税制優遇の拡充
- 14-(2) 文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が独自で実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援
- 14-(3) 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度に係る着実な取組の推進、並びに国登録無形文化財及び無形民俗文化財の修理補助金の創設等による財政支援
- 14-(4) 「伝統的酒造り」をはじめ、和装（きもの文化）、華道、茶道、庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援
- 14-(5) 琵琶湖疏水の魅力向上策への継続的な財政支援

15 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実		【国土交通省】 【観光庁】
◎	15-(1) 市民優先価格の制度構築に向けた支援	<16ページ>
◎	15-(2) 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実	<16ページ>
◎	15-(3) 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し	<16ページ>
◎	15-(4) 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実	<16ページ>
◎	15-(5) 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援	<16ページ>
◎	15-(6) 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS等）への支援	<16ページ>
◎	15-(7) 民間バス・タクシーの輸送力強化への総合的な支援	<16ページ>
◎	15-(8) クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援	<16ページ>
◎	15-(9) 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援	<16ページ>
◎	15-(10) 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等	<16ページ>
	15-(11) 上質なサービスを求めるインバウンドやMICEの誘致に向けた支援	
	15-(12) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた支援の拡充等	

	16	違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し	【国土交通省】 【観光庁】
	16-(1)	国内外の仲介サイトの取締をはじめ、住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の徹底	
	16-(2)	更新制の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような、法改正を視野に入れた課題の検討、制度見直し	
	◎ 17	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税及び固定資産税に関し、軽減措置の対象への追加や既存措置の充実、納税猶予制度の創設	<50ページ> 【文化庁】 【国土交通省】
	18	国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大及び市指定の伝統産業製品に対する支援制度の創設	【経済産業省】
	◎ ☆ 19	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<26ページ> 【内閣府】 【文部科学省】 【経済産業省】
	19-(1)	「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における拠点都市として、京阪神の認定継続及び集中支援の継続・充実	
	19-(2)	拠点都市である自治体はもとより、域内の大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度の創設	
	19-(3)	国が有するネットワークの活用による、スタートアップのグローバル展開に向けた支援強化及び国内外に向けた発信力強化	
	19-(4)	国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みの構築	
	☆ 20	「地方拠点強化税制」における「拡充型」の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大	【内閣府】
	21	事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実	【金融庁】 【中小企業庁】
	◎ 21-(1)	物価高等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築、及び事業再構築補助金など国が実施してきた支援策の継続・充実・再実施	<58ページ>
	◎ 21-(2)	燃料油をはじめとする、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者への指導・監視の徹底などの環境整備	<58ページ>
	21-(3)	民間金融機関による実質無利子・無保証料融資を含む借換保証制度の継続実施、及び条件変更に伴う追加の信用保証料への補助など、金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援	
	21-(4)	地方自治体独自の取組に対する財政支援など、中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実	

	22	地域企業の担い手確保等への支援の充実	【厚生労働省】
	22-(1)	地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設	
	22-(2)	出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する制度（産業雇用安定助成金）の拡充	
	22-(3)	就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化	
	23	林業分野における新規就労者等の重点的な確保、定着の加速化に向けた支援	【林野庁】
	23-(1)	林業事業体における雇用労働者の給与水準の向上・改善に向けた支援	
	23-(2)	「緑の雇用」の事業内容の更なる拡充	
	23-(3)	零細な林業事業者の持続的な経営が可能となる支援制度の創設等	
	24	安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の運営及び再整備に対する財政支援	【農林水産省】
	◎ 24-(1)	物価高等の影響を踏まえた、市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援	＜58ページ＞
	24-(2)	中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実（補助率の引上げ等）	
	25	学生が安心して学べる環境づくりへの支援	【文部科学省】
	25-(1)	経済的な困難や不安を抱えている学生に対する、修学支援新制度や貸与型奨学金などの負担軽減策の充実	
	25-(2)	大学等の留学生誘致活動に対する財政支援の充実や、留学生を積極的に雇用する中小企業に対する支援制度の創設など、留学生の受入から定着まで一貫した取組に対する支援の充実	
	25-(3)	大学運営に必要な基盤的経費等に対する支援の充実（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の更なる総額確保）	
	25-(4)	特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織に対する財政支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の更なる総額確保等）	
◎	26	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	＜54ページ＞ 【法務省】 【国土交通省】

④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進

27 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等 【国土交通省】

- ◎ 27-(1) 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等 <30ページ>
- ◎ 27-(2) 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実 <30ページ>
- ◎ 27-(3) 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築 <30ページ>
- ◎ 27-(4) 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実 <30ページ>
- ◎ 27-(5) 物価高騰等の影響を踏まえたバス事業者等への支援の継続、地域公共交通事業者に対する支援の拡充 <58ページ>

28 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進 【総務省】
【国土交通省】

- ◎ ☆ 28-(1) 国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充 <42ページ>
- ◎ ☆ 28-(2) 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策による財政支援、対策後も切れ目なく事業を進めるための、国土強靱化実施中期計画の令和６年内の策定、必要な予算の別枠確保 <42ページ>
- ◎ ☆ 28-(3) 計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格の高騰を踏まえた予算の確保 <42ページ>
- ◎ ☆ 28-(4) 緊急浚渫推進事業債（令和６年度まで）及び緊急自然災害防止対策事業債（令和７年度まで）の継続 <42ページ>
- ☆ 28-(5) 道路の防災機能強化、成長戦略を促進する整備への財政支援
- 28-(6) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

◎ 29 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等 <52ページ> 【国土交通省】

30 地域の憩いの場となる公園再整備、グリーンインフラ推進のための財政支援 【国土交通省】

- 30-(1) 老朽化した施設や巨木化した樹木の更新を含めた公園再整備への財政支援
- 30-(2) グリーンインフラ推進に資する雨庭整備及び街路樹更新への財政支援

	◎	31	上下水道事業に対する財政支援の拡充等	【総務省】 【国土交通省】
		31-(1)	水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の支援制度の対象拡充、採択基準の緩和及び補助率の引上げ	<44ページ>
		31-(2)	配水管の法定耐用年数の見直し	
		31-(3)	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	
	◎ ☆	32	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<43ページ> 【国土交通省】
		32-(1)	堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定	
		32-(2)	京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討	
		32-(3)	財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫	
		33	着実かつ迅速な無電柱化の推進	【国土交通省】
		33-(1)	国による継続的かつ安定的な財政支援	
		33-(2)	国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進（地上機器・杆の小型化や通信引込設備の無線化など）	
		33-(3)	国直轄事業における継続的な無電柱化事業の推進及び早期効果発現	
	◎	34	民間住宅の耐震化に係る支援の拡充	<44ページ> 【国土交通省】
		34-(1)	即効性のある簡易耐震改修に対する国の支援の拡充	
		34-(2)	民間住宅の本格耐震改修に係る国庫補助上限額の引上げ	
	◎	35	密集市街地対策や細街路対策に対する国の支援の充実	<44ページ> 【国土交通省】
	◎	36	防災・減災対策の充実や被災者支援体制の強化	【内閣府】 【総務省】 【消防庁】
		36-(1)	緊急防災・減災事業債等の延長及び対象拡充	<40ページ>
		36-(2)	避難所等の安心安全な環境の確保（ソフト面）に向けた支援制度の拡充	

	37	原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路・屋内退避場所の整備など関係周辺自治体への財政支援の拡充（電源立地地域対策交付金等の対象自治体拡充等）	【内閣府】 【原子力規制委員会】
	38	密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し	【国土交通省】
	◎ ☆ 39	生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進に向けた支援	<56ページ> 【環境省】
	40	2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等	【総務省】 【農林水産省】 【資源エネルギー庁】 【環境省】
	40-(1)	地域の実情に合わせた、より柔軟な地域脱炭素実現のための支援	
	40-(2)	脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能で安心安全なエネルギー社会の構築に向けた再生可能エネルギーの主力電源化に必要な支援措置の充実	
⑤ 国土の調和ある発展			
	◎ ☆ 41	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸	<60ページ> 【国土交通省】
	41-(1)	市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進	
	41-(2)	地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援	
	41-(3)	関西国際空港への延伸	
	☆ 42	リニア中央新幹線の京都誘致の実現等（京都を通る整備ルートを選定と大阪までの早期開業）	【国土交通省】

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和6年6月発行 京都市印刷物 第 063012 号